

「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 現状とりまとめ(案)」  
に対する意見募集結果

2022 年 9 月 15 日

インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会



「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 現状とりまとめ(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2022年7月15日(金)～2022年8月18日(木)

○ 意見提出数:28件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	一般社団法人日本音楽著作権協会	11	NPO 法人バーチャルライツ
2	株式会社双葉社	12	株式会社 講談社
3	ヤフー株式会社	13	一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター
4	不正ストリーミングデバイス対策協議会	14	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
5	Cloudflare, Inc	15	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)
6	株式会社KADOKAWA	16	一般社団法人 日本レコード協会
7	株式会社小学館	17	KDDI株式会社
8	日本ネットワークネイブラー株式会社	18	楽天モバイル株式会社
9	株式会社宙出版	19	株式会社日本国際映画著作権協会
10	東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会		個人(9件)

**「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 現状とりまとめ(案)」  
に対する意見及びこれに対する考え方(案)**

※寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しています。

とりまとめ全般に関するご意見	
意見 1-1 海賊版サイト運営に関するエコシステム全体に関する多角的な分析・検討が必要であるという指摘に賛同	考え方 1-1
<p>現状の取組については、民間団体における取組も含め正しく認識されていると評価する。</p> <p>また、現状の取組・今後の方向性ともに、海賊版サイト運営に関するエコシステム全体に関する多角的な分析・検討が必要であるという指摘には大いに賛同する。</p> <p align="right">【株式会社 講談社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
意見 1-2 引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定、インターネットの自由な利用の確保等に留意しつつ検討を進めることを期待	考え方 1-2
<p>引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に留意しつつ本検討会が進められることを期待する。</p> <p align="right">【株式会社 講談社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>海賊版対策に於いて、当事者のヒアリングをきちんと行い、様々な議論を重ねた上で対策を行われているようで安心しました。</p> <p>これからもヒアリングと議論を継続させ、本文でも述べられている通り、ユーザの通信の秘密の保護やインターネットの自由な利用の確保等にも配慮しつつ、海賊版サイトへのアクセス抑止に資する方策の導入の実施の前提となる法的整理、導入・実施を行っていただけるよう、よろしく願いいたします。</p> <p align="right">【個人】</p>	
意見 1-3 出版コンテンツ以外の映画、ドラマ、放送番組、アニメ、音楽、ソフトウェア等に関する著作権侵害についても検討対象に含めるべき	考え方 1-3
<p>インターネット上の海賊版サイト問題がますます深刻な状況となっている昨今、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」において、さまざまなお立場の方による踏み込んだ議論が行われていることを大変心強く感じます。しかし、インターネット上の海賊版サイトをめぐる問題は、アニメ、映画、音楽、放送番組、ゲームなどさまざまなコンテンツも大きな被害が及んでおり、多くの著作権者が対策</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

に取り組んでいることからコンテンツ全般を対象として広く議論が進められるべきであって、それらの関係者からもヒアリングが行われることを希望いたします。

【一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)】

海賊版サイトの被害状況および民間団体による取り組みについて主に出版界の「漫画」に限定されてとりまとめが行われている。しかし、インターネット上の海賊版サイトをめぐる問題は、音楽、アニメ、映画、放送番組などのさまざまなコンテンツに被害が及んでおり多くの権利者が対策に取り組んでいる。

「漫画」のみに限定することなく、コンテンツ全般について広く調査した上で検討を行うことが望ましいと考える。

【一般社団法人 日本レコード協会】

私たち、株式会社日本国際映画著作権協会（以下「JIMCA」といいます）は、映画興行の国際的な製作者・配給者を代表するモーション・ピクチャー・アソシエーション（以下「MPA」といいます）の日本における子会社です。 弊社の会員は次の6社です。

- ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ
- ネットフリックス・スタジオ・エルエルシー
- パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション
- ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント・インク
- ユニバーサル・シティ・スタジオ・エルエルシー
- ワーナー・ブラザーズ・エンターテインメント・インク

JIMCA は、著作物の保護強化をサポートし、日本におけるクリエイティブコンテンツ産業の成長とさらなる発展に寄与し、また新型コロナウイルス収束後の経済活性化に貢献することを目的とした団体です。数々の賞を受賞した黒澤明監督の「乱」や宮崎駿監督の「千と千尋の神隠し」、国際的な人気を博しているアニメ作品「NARUTO」など、日本のコンテンツやクリエイター、文化は世界中で高く評価されています。 日本文化を世界に発信するクリエイティブな作品の製作は、知的財産戦略推進事務局の「クールジャパン戦略」の重要な柱となっています。クリエイターの権利を尊重するとともに彼らの権利を適切かつ効果的に保護し、契約の自由を保護し、クリエイターに対する報酬を確保することは、そのような作品への継続的な投資を促す重要なポイントです。

この度は、総務省の「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 現状とりま

とめ（案）」（以下「検討会報告書」といいます）に対する意見を提出する貴重な機会を頂き、誠にありがとうございます。総務省の「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」および政府の「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューおよび工程表について」において採用された対策の有効性の検証が求められていること、そしてその対策メニューの第2段階および第3段階にも留意したうえで、検討会報告書はメニューの各段階において効果的な最終成果を上げるために不可欠な中間ステップであると私たちは考えています。

現時点では、オーディオビジュアル産業（特に、映画およびテレビ番組製作産業）の中核運営者がインターネット上の海賊版サイトへのアクセス防止方策に関する検討会（以下「検討会」といいます）に参加していないなど、クリエイティブセクターのすべてがメンバーに含まれてはいないよう見受けられます。総務省においては、種々の研究、例えば電気通信大学の認定ベンチャーである、株式会社フォトニック・システム・ソリューションズ（以下「PSS」といいます）が発表した海賊版に関する研究1や、熊本大学大日方信春教授の学術論文である「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」2について十分認識しているものと私たちは確信しているものの、残念ながら、これらの重要な研究・学術的貢献は、検討会報告書に反映されていません。その意味で、検討会が「今後の取り組みの方向性」を策定する上で、今回提出する私たちの意見が特に価値あるものになることを期待しています。私どもは、検討会報告書の内容を確認させていただき、以下のとおり報告書の項目順に意見を提出させていただきます。

1 日本におけるインターネット上の海賊版サイトの定量化と分析（2021年）

[https://www.jimca.co.jp/news/documents/2021/01\\_watanabe\\_jpn.pdf](https://www.jimca.co.jp/news/documents/2021/01_watanabe_jpn.pdf)

2 大日方信春（2021）「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」『法律時報』93巻2号、日本評論社、82-87

私たちは、日本における海賊版の状況は依然として深刻であるという検討会報告書の本項の主旨に同意します。検討会報告書では、2021年末に、最もアクセス数が多かった漫画サイトである「漫画BANK」3に関するABJの報告が引用されています（1.（2）.①）。また、検討会報告書では、トップ3サイト閉鎖後も海賊版サイトへのアクセス数は依然として増加しており、動向については予断を許さない状況となっており、サイトが閉鎖されても別の海賊版サイトが多く立ち上がっているとのABJの報告も引用されています（1.（2）.①）。私たちは、かかる意見に同意するとともに、デジタルな著作権侵害に対処するため、より実質的な救済措置の必要性を強調いたします。また、私たちは、「後継サイトや模倣サイトが引続き多数存在しており、大量のアクセスを集める海賊版サイトが再度登場し隆盛するおそれがある」という総務省の「今後の取り組みの

方向性」に同意します。

映画、アニメ、テレビ、VODの番組についても、海賊版サイトによるインターネット上での無許可配信が広く行われていることを強調します。PSSが発表した海賊版サイトに関する最新の調査によると、マンガに加え、アニメ、テレビ番組、映画などを対象とした海賊版サイトは、2021年には3,107サイト存在し、そのうち月平均10万以上のアクセスがある海賊版サイトは867サイト存在であり、ピーク時にはこれらのコンテンツに対して月間6億ものアクセスが行われ、これらのコンテンツのカテゴリーだけで日本における海賊版サイトへのアクセスが年間52億回あることが判明しました。このように、海賊版サイトを通じたアクセス数が膨大に存在するという事実は、すべてのクリエイターにとって収益機会が失われることを意味します。故・安倍晋三首相が2018年4月に見解を示したように、「本来、漫画家やクリエイターに入る収益が奪われることは、わが国のコンテンツ産業の明日を閉ざす事態となりかねない」4のです。

3 Manga Bank Goes Offline After Shueisha Resorts To Google, AnimeHunch, November 5, 2021, at <https://animehunch.com/manga-bank-goes-offline-after-shueisha-resorts-to-google/>.

4 「本来、漫画家やクリエイターに入る収益が奪われることは、わが国のコンテンツ産業の明日を閉ざす事態となりかねない」安倍晋三内閣総理大臣（2018年4月）：政府、「海賊版サイト」遮断へ 著作権保護に向け対策決定 2018年4月13日 <https://www.sankei.com/article/20180413-WLMBHYTAX5PTZDATZC2K3AT5CY/>.

【株式会社日本国際映画著作権協会】

本とりまとめ（案）は、主として、インターネット上の海賊版サイトにおける漫画の海賊版を対象としたアクセス抑止方策の検討になっているものと思われます。

一方で、インターネット上では、映画・ドラマ・放送番組など様々なコンテンツが違法に配信され、正規サービスの普及や収益に大きな影響を与えています。

特に、ECサイトにおいて不正な専用機器（Illicit streaming device:ISD）が販売され、その機器に不正アプリをダウンロードしインストールすることで、サイトにアクセスし、多数の放送番組や映画・ドラマなどをストリーミング視聴できる仕組みが普及しており、国内はもちろんのこと、世界的に大きな問題になっている状況です。

今後については、漫画を対象とした海賊版サイトへのアクセス対策に限らず、映画・ドラマ・放送番組などのコンテンツの違法視聴対策についても一元的に検討がなされることを望みます。

【不正ストリーミングデバイス対策協議会】

本検討会では対象を出版コンテンツに限定して被害状況や権利者等の取組についてヒアリング、検討を行っているが、海外のリーチサイトやストレージサービス等における違法アップロードによる侵害状況はゲームソフト、ビジネスソフトなどプログラムの著作物やデータベースの著作物についても同様に多大なものです。また、出版コンテンツにおいてはストリーミング型が主流となっているとの指摘がありますが、ダウンロードして利用されるプログラムの著作物やデータベースの著作物には該当しないなど、他著作物の状況についても確認が必要と考えます。

【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

繰り返しとなるが、違法アップロードによる侵害状況はゲームソフト、ビジネスソフトなどプログラムの著作物やデータベースの著作物についても同様に多大なものであり、今後の検討にあたっては、対象を限定せず、すべての著作物を対象とすることを要望します。

【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

近年は漫画の違法配信サイトの摘発が多いが、漫画より違法サイト及び投稿者の数が多いアニメの違法配信サイトの摘発が進まない現状に違和感がある。

下記に提示した最も酷い違法投稿者が集積する「ひまわり動画」「SAY-MOVE」「FC2 動画」の実態を権利者及びコンテンツ海外流通促進機構(CODA)に数千件に及ぶ違法投稿者の URL と該当動画の発信元になっている「Amazon Web Services, Inc. (以下「AWS」という。)」サーバーや「クラウドフレア」の CDN サーバーへのリンク URL を通報してきました。

しかし、「ひまわり動画」は「ドメインホッピング」と同じように違法動画の発信元となっている「Amazon Web Services, Inc. (以下「AWS」という。)」サーバーが著作権侵害の申し立てで違法動画ファイルが削除されても、「クラウドフレア」の CDN サーバーで運営されている違法動画ファイルが削除されない限り、下記違法投稿者が投稿した「TV アニメ」「劇場公開中映画作品の盗撮動画」「BD の AACS・DVD の CSS やマクロビジョンを違法ツールで解除し投稿されたレンタルビデオ」の公開が止まることはありません。

出版社及びコンテンツ海外流通促進機構(CODA)が摘発した漫画 BANK はデータ発信元となる CDN サーバーはほぼ変えず漫画 BANK のページ URL のドメインかレジストラ (.com や .org) を変えていたが、ひまわり動画は逆に「ひまわり動画」の himado.in ドメインは変えず、実際にはアップロードされたファイルには複数のリンク用 URL が存在し、実際のサーバ上のファイルが削除されるわけではなく、その URL のうちの1つが削除されるだけであり、「ひまわり動画」の仕組みを理解してひまわり動画から動画発信元としてリンクされている「Amazon Web Services, Inc. (以下「AWS」という。)」サーバーや「クラウドフレア」の CDN サーバー全てに

<p>著作権侵害の申し立てをして削除するか、漫画村や漫画 BANK 運営者逮捕の様に発信者情報開示をして投稿が二度と出来ない様にしなければならない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 1-4 現在までの議論は不十分であり、構成員を追加したうえで、継続して調査検討にあたることを要望する</p>	<p>考え方 1-4</p>
<p>(主旨) 本検討会の現在までの議論は不十分であると考え、構成員を追加したうえで、継続して調査検討にあたることを要望する。</p> <p>(根拠) 一連の議事要旨を通じて、各構成員の議論における立ち位置が不明瞭である。 特定の構成員のみに発言が集中したように見え、多様な観点が反映されていない。 大学教授および弁護士らによる法律家等のみによる議論であり、技術的・経済的・社会的な視点が加えられていない。 そもそも、コンテンツホルダーの意見のみを一方向的に反映するような構成であり、通信事業者、CDN を含めた流通業者、そして何よりも利用者観点からの議論が尽くされていない点が大いに問題である。</p> <p>全般に特定のインターネット事業者をやり玉にあげるような議論内容であり、平等かつ公平な視座に立っているとはいえない。 法的整備については、日本主体の検討が加えられたのみであり、一部事業者から提示のあった海外の裁判所の判断等は議論に反映されていない。 検討会の全部が公開・広報されている状況にはなく、幅広く国民の監視を求めるような運営になっていない点が改善されるべきである。</p> <p>(提案) ・構成員に通信事業者、検索事業者、CDN事業者、ソフトウェアベンダー、ドメイン名事業者、さらに公募による一般国民（青少年を含む複数の構成員）を追加して継続議論する。 ・再議論のたたき台となる国民調査・事業者調査の実施を改めて検討し、論拠とする。 ・本検討会の広報・周知徹底を図り、広く国民一般が参加できる議論とすることを担保する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>1. インターネット上の海賊版サイトをめぐる状況</p>	

(2)海賊版サイトの被害状況	
意見 2-1 海賊版サイト、とりわけ最近における多数の後継サイトの乱立と離合集散・ホッピングの課題が正しく指摘されている	考え方 2-1
海賊版サイト、とりわけ最近における多数の後継サイトの乱立と離合集散・ホッピングの課題が正しく指摘されており、全面的に賛成いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社宙出版】</p>	賛同の御意見として承ります。
海賊版サイト、とりわけ最近における多数の後継サイトの乱立と離合集散・ホッピングの課題が正しく指摘されていると評価する。 <p style="text-align: right;">【株式会社 講談社】</p>	
多数の乱立と離合集散、ホッピングの問題など、海賊版サイトについての現状認識と課題が正しく指摘されており、異存ありません。 <p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p>	
意見 2-2 「後継サイトや模倣サイトが引続き多数存在しており、大量のアクセスを集める海賊版サイトが再度登場し隆盛するおそれがある」という記述に賛同する	考え方 2-2
私たちは、日本における海賊版の状況は依然として深刻であるという検討会報告書の本項の主旨に同意します。検討会報告書では、2021年末に、最もアクセス数が多かった漫画サイトである「漫画 BANK」 <sup>3</sup> に関するABJの報告が引用されています(1.(2).①)。また、検討会報告書では、トップ3サイト閉鎖後も海賊版サイトへのアクセス数は依然として増加しており、動向については予断を許さない状況となっており、サイトが閉鎖されても別の海賊版サイトが多く立ち上がっているとのABJの報告も引用されています(1.(2).①)。私たちは、かかる意見に同意するとともに、デジタルな著作権侵害に対処するため、より実質的な救済措置の必要性を強調いたします。また、私たちは、「後継サイトや模倣サイトが引続き多数存在しており、大量のアクセスを集める海賊版サイトが再度登場し隆盛するおそれがある」という総務省の「今後の取り組みの方向性」に同意します。 3 Manga Bank Goes Offline After Shueisha Resorts To Google, AnimeHunch, November 5, 2021, at <a href="https://animehunch.com/manga-bank-goes-offline-after-shueisha-resorts-to-google/">https://animehunch.com/manga-bank-goes-offline-after-shueisha-resorts-to-google/</a> . <p style="text-align: right;">【株式会社日本国際映画著作権協会】</p>	賛同の御意見として承ります。
意見 2-3 ベトナム系海賊版サイト以外にも摘発や削除が困難な外国サイトは存在し、その対策も必要	考え方 2-3
近年ベトナム系海賊版サイトが目立っていることは事実であるが、ベトナム以外の国においても海賊版サイ	いただいた御意見については、今

<p>トが運営され、その摘発に困難を伴っている。海賊版被害という観点では、サイト以外にも既存のプラットフォームに違法コンテンツを投稿し広告収入を得ているケースも多く存在する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社KADOKAWA】</p>	<p>後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>なお、「ベトナム系海賊版サイト」の影響が甚大であることは事実であるが、中国その他、大規模海賊版サイトの運営者が発見され、その摘発に困難を伴う国は他にも存在しています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 講談社】</p>	
<p>なお、悪質で多くのユーザーを集めているサイトとしては、ベトナム系サイトが中心的な存在であることに間違いはありませんが、中国ではすでに大規模海賊版サイトの運営者が現地行政当局に摘発されていますし、その他の国にもその特定が困難なサイト運営者が存在することは確実です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p>	
<p>実態調査は正確。とりわけベトナム系が多いとの指摘はその通りではあるが、そのほかにも摘発や削除が困難な外国サイトは存在し、その対策も必要</p> <p style="text-align: right;">【株式会社双葉社】</p>	
<p><b>意見 2-4 世界中のユーザを対象とする英語に翻訳された海賊版サイトが多数存在する</b></p>	
<p>また、英語に翻訳された海賊版サイトも多数確認されており、これらのサイトは、世界中のユーザーを対象にしています。出版各社は日本向け海賊版サイトへの対応に追われており、英語版サイトに対応するリソースが決定的に不足しているのが現状です。英語版サイトへの対応には各国政府による国際的連携が不可欠と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p>	<p><b>考え方 2-4</b></p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>(3)民間団体における取組</b></p>	
<p><b>意見 3-1 一般のユーザが作成したコンテンツの海賊版への対策のため、広範囲での情報共有スキームの構築が必要</b></p>	
<p>一般のユーザーが作成したコンテンツの海賊版についても対策を進めるため、広範囲での情報共有スキームの構築をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人バーチャルライツ】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 3-2 CtoC プラットフォームを提供する事業者の取り組みについても記載すべき</b></p>	
<p>多くの民間事業者の活動例が紹介されておりますが、一般のユーザーがソフトウェアを含むコンテンツを取引出来る CtoC プラットフォームを提供する事業者（例：ピクシブ株式会社、BASE 株式会社など）の取り組みが記載されておられません。</p> <p>既にこれらの事業者によって、一般社団法人クリエイターエコノミー協会<sup>1</sup>という業界団体も設立されてお</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>ります。そのような業界についても記載することを提案致します。</p> <p>1: 39 社が参加しクリエイターエコノミー協会が正式設立   PR TIMES  <a href="https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000002.000082387.html">https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000002.000082387.html</a></p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人バーチャルライツ】</p>	
<h2>2. 海賊版サイト対策の取組に関する現状と課題</h2>	
<h3>2-1. 政策メニューの進捗状況の把握</h3> <h4>(1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動</h4>	
<p>意見 4-1 ICT リテラシーと併せて、著作権法の啓発活動を行うことは肝要</p>	<p>考え方 4-1</p>
<p>ICT リテラシーと併せて、著作権法の啓発活動を行うことは肝要と考える。短期的には効果が出にくいとも思うが、将来のコンテンツ・ビジネス、知財ビジネスを担う若い世代にとっては重要であろう。</p> <p style="text-align: right;">【東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<h3>2-1. 政策メニューの進捗状況の把握</h3> <h4>(2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進</h4>	
<p>意見 5-1 警告画面表示に関しては民間が主導すべきで政府が主体として介入するとの疑念を持たれないようすべき</p>	<p>考え方 5-1</p>
<p>警告画面表示に関しては民間が主導すべきで政府が主体として介入するとの疑念を持たれないようすべき</p> <p style="text-align: right;">【株式会社双葉社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。なお、本取組は、民間事業者団体間での連携による取組です。</p>
<p>意見 5-2 アクセス抑止機能については、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインに沿った、利用者からの有効な同意を得る必要があるのではないか</p>	<p>考え方 5-2</p>
<p>なお、総務省による電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン<sup>2</sup>によると、「利用者の有効な同意がある場合又は違法性阻却事由がある場合には、通信の秘密の侵害に当たらない」との記載があります。</p> <p>既に働きかけを行っているトレンドマイクロ社やソースネクスト社等を含むセキュリティ対策ソフト事業者の多くが届出電気通信事業者<sup>3</sup>となっています。</p> <p>アクセス抑止機能については、上記のガイドラインに沿った、利用者からの有効な同意を得る必要があると</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>考えます。</p> <p>2：報道資料「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正案等に対する意見募集の結果   総務省  <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000111.html">https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000111.html</a></p> <p>3：届出電気通信事業者一覧   総務省  <a href="https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04_01.html">https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04_01.html</a></p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人バーチャルライツ】</p>	
<p><b>2-1. 政策メニューの進捗状況の把握</b>  <b>(3)発信者情報開示に関する取組</b></p>	
<p>意見6-1 海外での法的手続きは、費用、時間、手間のいずれにおいても負担が大きい</p>	<p>考え方6-1</p>
<p>海外での法的手続きは、費用、時間、手間のいずれにおいても負担が大きいため、全ての海賊版サイトを対象にすることはできません。日本国内における手続きによっても、運営者特定に資する情報が入手できるような法整備を望むとともに、海外企業が海賊版サイトの排除に積極的に取り組めるような国際ネットワーク作りが急務です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見6-2 プロバイダ責任制限法改正については是とする</p>	<p>考え方6-2</p>
<p>大きくは問題なし。プロバイダ責任制限法改正についてそれ自体は是とするが、海外の「ならず者」にたいしてより実効的な取り組みが期待され、国際的な協力関係等もいっそう進めることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社双葉社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見6-3 インターネットプロバイダおよび仲介サービス事業者によって、海賊版運営者が発見されるよう、利用者の身元確認及び記録義務を行うことを求める</p>	<p>考え方6-3</p>
<p>私たちは、海賊版サイト対策として協議された検討会報告書の施策に概ね賛同します。例えば、私たちはインターネットサービスプロバイダー（以下「ISPs」といいます）による発信者情報開示を規定した改正法（2. 2-1. (3)）を支持します。さらに、上述のとおり、海賊版運営者がインターネットプロバイダおよび仲介サービス事業者によって容易に発見されるよう、KYBCの規律を拡大することを求めます<sup>6</sup>。</p> <p>6 米国大統領令13984（「Taking Additional Steps to Address the National Emergency With Respect to Significant Malicious Cyber-Enabled Activities（重大な悪意のあるサイバー活動に関する国家緊急事態に対処するための追加措置の実施）」）に関連して、米国商務省に提出された最近の書類の中で、MPAは、以下のものをIaaS中継事業者の定義に含めるべきである（およびKYBC規律の対象となる）と指摘しています。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。なお、本とりまとめは、KYBC（Know Your Business Customer）を法令に基づき義務付けるべきとするものではありません。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブホスティング（例：GoDaddy、アマゾン ウェブ サービス、Google）</li> <li>・ リバースプロキシ（例：Cloudflare、Zscaler、アマゾン ウェブ サービス）</li> <li>・ コンテンツデリバリーネットワーク（CDN）（例：Cloudflare、Fastly、Akamai）</li> <li>・ ドメインネーム登録（例：GoDaddy、Namecheap、アマゾン ウェブ サービス）</li> <li>・ ドメインネームシステム（DNS）（例：Cloudflare、アマゾン ウェブ サービス、GoDaddy）</li> <li>・ オンライン広告サービス（例：Google、Meta、Yahoo!）</li> <li>・ 支払処理業者（例：Stripe、PayPal、Square）</li> </ul> <p>モーション・ピクチャー・アソシエーション Re: Advance Notice of Proposed Rulemaking Executive Order 13984 of January 19, 2021, Taking Additional Steps to Address the National Emergency With Respect to Significant Malicious Cyber-Enabled Activities (2021年1月19日付米国大統領令 13984 規則制定提案事前通知について) 文書番号: DOC-2021-0007、2022年2月9日 (JIMCA 保有)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本国際映画著作権協会】</p>	
<b>2-1. 政策メニューの進捗状況の把握</b> <b>(4)海賊版対策に向けた国際連携の推進</b>	
<b>意見7-1 日本政府の ICANN における継続的な働きかけは功を奏している</b>	<b>考え方7-1</b>
<p>私どもは ICANN における議論に参加しており、データ通信課様の政府諮問委員会（GAC）における働きかけの様子も拝見しています。他国の GAC メンバーにおいても本件に関する関心が喚起されているとともに、各会合での GAC の議論成果がまとめられる GAC コミュニケにおいても、この関心喚起を反映する形で当該問題に関する記述が含まれているなど、日本政府の GAC における継続的な働きかけは功を奏しており、この部分の記述は適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<b>意見7-2 ICANN に関する総務省の取組を支持</b>	<b>考え方7-2</b>
<p>ICANN に関連する総務省のコメント（2.2-1.(4).①）も支持します。特に、総務省 が提案する ICANN のイニシアチブが採用された場合、権利者がより有意義な自助努力を実施できると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本国際映画著作権協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<b>2-2. 政策メニュー以外の取組に関する現状、課題等</b>	
<b>全般に関する御意見</b>	
<b>意見8-1 検索サービス、CDN サービスやその他の論点について、さまざまなコンテンツホルダーの権利者にもヒアリングが行われることを希望する</b>	<b>考え方8-1</b>
<p>検索サービス、CDN サービスやその他の論点につきましては、新たな取り組みに大きな期待を寄せつつ、ア</p>	<p>いただいた御意見については、今</p>

<p>ニメ、映画、音楽、放送番組、ゲームなどさまざまなコンテンツホルダーの権利者にもヒアリングが行われることを希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)】</p>	<p>後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>2-2. 政策メニュー以外の取組に関する現状、課題等</b>  <b>(2)CDN サービスに関する現状、課題等</b></p>	
<p>意見9-1 Cloudflare に関する記述について、事実誤認や根拠不十分な分析が行われているのではないかと</p>	<p>考え方9-1</p>
<p>Cloudflare は、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 現状とりまとめ(案)」(以下「現状とりまとめ案」)について、当社の意見を述べる機会をいただいたことに感謝いたします。</p> <p>Cloudflare は、「よりよいインターネット構築の支援」を企業のミッションとして掲げております。当社は、10 年以上前に設立されて以来、世界各国において革新的なサービスを提供することで、インターネットの安全性、パフォーマンス、および信頼性の向上に貢献してまいりました。当社は、同業他社が提供するサービスとは異なり、無料サービスから、充実した IT 部門を持つ大企業向けのハイエンドのサービスに至るまで、幅広い種類のサービスプランを提供しており、高価なサービスを利用することができる企業だけでなく、あらゆる企業に対してインターネットの安全性を強化することができるサービスを提供しております。</p> <p>当社は、すべての人によりよいインターネットを提供するという哲学を掲げており、世界中の Web サイトのうち 5 分の 1 近くが Cloudflare のネットワークを利用している現在、当社がインターネット全体のエコシステムにおいて重要な役割を担っていることを認識しております。当社は、当該認識に基づき、世界全体および日本において、権利保有者に対する支援を約束しております。当社は、この大きな課題について、貴検討会に対して、当社のサービス内容および考え方を説明する貴重な機会をいただいたことに感謝しております。同時に、当社は、現状とりまとめ案において、Cloudflare のサービスの性質および影響について、誤解や事実とは異なる点が複数あると認識しております。また、「CDN サービスに関する今後の取組の方向性」に記載された推奨事項が事実と反する前提に基づくものであり、この推奨事項には他の法域では認められておらず、インターネットの安全性や信頼性全般に重大な影響を及ぼす可能性のあるソリューションの提言が含まれていると考えております。この点は、特に中・小規模の企業に当てはまります。当社の立場、指摘事項、および推奨事項は、以下のとおりです。</p> <p>現状とりまとめ案に対する当社の意見をご検討いただけますと大変幸いです。</p>	<p>御指摘を踏まえ、次のとおり修文します。</p> <p>「Cloudflare および他の類似のプロバイダーは、自らがホスティングしていないコンテンツをインターネットから除去することはできません。」とのご指摘を踏まえ、第2章第2-2節(2)①の脚注に、「一方で、CDN 事業者のキャッシュサーバから悪性コンテンツを削除しても、当該コンテンツをインターネット空間から除去することにはならないとの指摘がある。」と追記します。</p> <p>「第1に、」から始まる段落の御指摘を踏まえ、第2章第2-2節(2)②の脚注に、「クラウドフレアからは、意見募集手続き時に補足として、2021 年 12 月における漫画の海賊版サイト上位 10 位のリストに含まれるドメインのうち 6 ドメインは、2021 年 12 月の時点で、クラウドフレアのサービスを利用していないとの指摘があった。」と追記します。なお、御</p>

## 「CDN サービスに関する現状、課題等」に対する当社の意見

当社は、現状とりまとめ案の「CDN サービスに関する現状、課題等」における議論は誤った前提に基づいており、これらについてご指摘申し上げる必要があると考えております。

Cloudflare は、著作権者の保護に真剣に取り組んでおりますが、同時に、この分野における当社の経験を通して、CDN およびサイバーセキュリティ関連のサービスプロバイダーはインターネット上の著作権侵害に対処する上で適切な立場に置かれていないと考えております。ホスティングサービス事業者、レジストラ、およびインターネットアクセスプロバイダーとは異なり、CDN サービスは Web サイトをインターネット上で提供する上で必須のサービスではございません。そのため、Cloudflare および他の類似のプロバイダーは、自らがホスティングしていないコンテンツをインターネットから除去することはできません。現状とりまとめ案では、Cloudflare のようなサービスプロバイダーがこの問題について中心的な役割を担うべきだとされておりますが、かかる提言には重大な誤解が複数含まれております。

第 1 に、現状とりまとめ案では、2021 年 12 月における漫画の海賊版サイト上位 10 位のうち 9 サイトが Cloudflare のサービスを利用しているという誤解を招く権利保有者の主張が繰り返し述べられております。この主張は、同時点において Cloudflare に提供された情報や、実際に当社が提供したサービスの内容を適切に記述したものではございません。当社から当該権利保有者に対してすでにご説明しておりますとおり、当該リストに含まれるドメインのうち 6 ドメインは、当該リストが当初作成された 2021 年 12 月の時点で、Cloudflare のサービスを利用しておりませんでした。現在、当社のキャッシング・サービスを利用している Web サイトはさらに減っております。リストに列挙された Web サイトの過半数は、Cloudflare の CDN サービスを利用していないにもかかわらず、現在もインターネット上でアクセス可能です。この事実から、これらのウェブサイトを経営する上で、当社の CDN サービスが必須ではないことは明らかです。

第 2 に、著作権侵害サイトを運営する上で、CDN サービスが必須であることを実証する試みは、いずれも検証に耐えうるものではございません。現状とりまとめ案では、著作権侵害サイトが CDN サービスを利用しない場合、高額なサーバ料金が発生すると主張する研究に言及されておりますが、この研究では、名称を伏せた Web サイトにおける月あたりのトラフィックについて、数多くの前提条件に基づき 15,862 テラバイトに及ぶと推定されると述べられており、この結論は依拠されるべきではございません。実際には、2021 年 12 月に作成さ

指摘に関して検証可能なデータを追加提供いただくことを期待します。

「第 2 に、」から始まる段落の御指摘を踏まえ、第 2 章第 2-2 節 (2) ②の脚注に、「一方で、クラウドフレアからは、意見募集手続き時に補足として、この推定された月間転送量である 15,862TB について、2021 年 12 月における漫画の海賊版サイト上位 10 位のリストのうちクラウドフレアのサービスを利用していたサイトの月平均実トラフィックは、この 0.5%未満であったとの指摘があった。」と追記します。なお、御指摘に関して検証可能なデータを追加提供いただくことを期待します。

「第 4 に、」から始まる段落の御指摘を踏まえ、第 2 章第 2-2 節 (2) ②の脚注に、「一方で、クラウドフレアからは、意見募集手続き時に補足として、著作権侵害の申立てに対して、ホスティングサービスプロバイダの身元情報を回答するとともに、当該ホスティングサービスプロバイダに対して、申立ての内容と当該コンテンツに関連するオリジンサーバの IP アドレス情報を通知しているとの指摘があった。さらに、同社からは、同社では「信頼できる報告者プログラム (Trusted Reporter Program)」を

れたリストに列挙された Web サイトのうち、同時点で Cloudflare のサービスを利用していたサイトの月平均実トラフィックは、上記数値の 0.5%未満でした。

第 3 に、現状とりまとめ案では、CDN サービスを利用することで Web サイトのロード時間が短縮されると述べられておりますが、CDN サービスがロード時間に与える影響は、ホストサーバーのロケーション、トラフィックが通過しなければならないネットワークの状況、およびサイト訪問者が利用するサービスプロバイダーのロケーションなどの様々な要因により異なります。いずれの要因が影響するかにかかわらず、ロード時間はミリ秒単位で計測されますが、現状とりまとめ案においては、かかるロード時間の短縮が実際に侵害行為の発生率を高めるものであることを示す証拠は提示されておられません。米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所は、先日、Mon Cheri v. Cloudflare の訴訟において、ロード時間の短縮は侵害行為の発生率の上昇をもたらさないとの判決を下しましたが、数年間にわたる訴訟を通じて、著作権者である原告側は、Cloudflare の CDN サービスおよびパススルー方式のセキュリティサービスがインターネット上の権利侵害に実質的に寄与したとの証拠を提出することはできませんでした。

第 4 に、現状とりまとめ案では、Cloudflare のサービスはオリジンサーバーの IP アドレスを隠すことで著作権侵害を行う者を支援しているとの主張がなされております。しかし、この主張は、申立者が侵害対応に必要なすべての情報を受領することができるように、当社の不正利用防止プロセスにおいて当社が履行する対応ステップを考慮しておりません。リバースプロキシを用いたセキュリティサービスの性質上、Cloudflare のネットワークは、DDoS 攻撃やその他のサイバー攻撃からサイトを保護するために、当社顧客が利用するホスティングサービスプロバイダーの前面に位置しております。しかし、Cloudflare は、著作権侵害の申立てに対して、ホスティングサービスプロバイダーの身元情報を迅速に回答しており、かかる申立てを受領した際には、ホスティングサービスプロバイダーに対して、申立ての内容と当該コンテンツに関連するオリジンサーバーの IP アドレス情報を提供しております（Cloudflare は、当該 Web サイトに当社がサービスを提供しておらず、当該サイトについて当社が管理権を有しない場合には、権利保有者が利用することができるものと同様の公開されたデータベースに基づき、当社が入手しうる最も正確な情報を提供しております）。Cloudflare はまた、正当な法的手続にも適切に対応しており、「信頼できる報告者プログラム (Trusted Reporter Program)」を策定し、機密性が高いオリジンサーバーの IP アドレス情報を当該情報の開示を受ける必要性が明らかに認められる組織に対して提供しております。このように Cloudflare は、権利保有者による侵害行為への対応を支援するため、当社のサービスの性質に応じたあらゆる適切な対応ステップを実施しております。

策定し、機密性が高いオリジンサーバーの IP アドレス情報を当該情報の開示を受ける必要性が明らかに認められる組織に対して提供しているとの指摘があった。」と追記します。

その他、第 3 章第 3-2 節 (2) の記述について、関連する記述を修正します。

なお、「最後に、」から始まる段落における「現状とりまとめ案では、侵害サイトが CDN サービスを悪用しうる方法について重点的に記述されておりますが、Cloudflare のサービスが正当なコンテンツクリエイターおよび権利保有者に対して提供する、より重要かつ明確な利点については考慮されておられません。」との御指摘について、第 2 章第 2-2 節 (2) ①において、貴社サービスを含む CDN サービスが持つ DDoS 攻撃の被害低減などの効果に言及しており、CDN サービスが正当なユーザにもたらす利点について考慮しています。

「以上のとおり、」から始まる段落における「Cloudflare は、この問題につき、当社サービスの性質に応じた方法で対策を講じる意向を有しておりますが、上記の事実を照らし、当社サービスがこの問題の解決策ではないことは明らかです」との御指摘

<p>最後に、現状とりまとめ案では、侵害サイトがCDNサービスを悪用しうる方法について重点的に記述されておりますが、Cloudflareのサービスが正当なコンテンツクリエイターおよび権利保有者に対して提供する、より重要かつ明確な利点については考慮されておられません。かかる著作権者の多くは、彼ら自身がCloudflareの顧客です。Cloudflareのサービスは、これらの顧客のWebサイトの安全性および信頼性を高める上で貢献しているだけでなく、彼らの著作権コンテンツがボットやクローラーにより違法に収集あるいは改変されるのを防ぐ上でも役立っております。より一般的には、Cloudflareのサービスの広汎な普及は、インターネット全体に資するものであり、当社サービスに依拠するすべてのコンテンツクリエイターにとって有益であると言えます。</p> <p>以上のとおり、現状とりまとめ案は、Cloudflareがコンテンツクリエイターおよび権利保有者を数多くの側面で支援している点を看過する一方、権利侵害者が当社サービスを悪用する利点を過度に強調しております。現状とりまとめ案に記載されている海賊版サイトのリストに含まれるWebサイトの少なくとも過半数が現在すでにCloudflareのCDNサービスを利用しておらず、それにも関わらず現在でもインターネット上でアクセス可能であるという事実から、権利侵害を行う上でCloudflareのサービスが必須ではないことは明白です。この事実に基づき、米国を含む他法域の裁判所は、Cloudflareのサービスが権利侵害に実質的に寄与するものではないとの判決を下しております。Cloudflareは、この問題につき、当社サービスの性質に応じた方法で対策を講じる意向を有しておりますが、上記の事実を照らし、当社サービスがこの問題の解決策ではないことは明らかです。</p> <p style="text-align: right;">【Cloudflare, Inc】</p>	<p>については、前述したとおり、第3章柱書に示しているとおり、「海賊版サイトへのアクセスを一層効果的に抑制するに当たっては、海賊版サイトによる著作権侵害について、海賊版サイト運営の目的や用いる手段、コンテンツ流通の経路などを含めた、海賊版サイトの運営に関するエコシステム全体に関する多角的な分析・検討が重要」であり、インターネット上の海賊版サイトへのアクセスが抑止され、権利者に正当な対価が還元される環境は、貴社サービスにおける対応のみではなく海賊版サイト運営の目的や用いる手段、コンテンツ流通の経路などを含めた海賊版サイトの運営に関するエコシステム全体に関わる関係者の協力によって実現するものと考えます。</p> <p>その他いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>2-2. 政策メニュー以外の取組に関する現状、課題等</b>  <b>(3) 検索サービスに関する現状、課題等</b></p>	
<p>意見10-1 「ミラーサイト」について定義が明らかでないことから、具体的にどのようなサイトを指しているのか（デザインが全く同一である等）示してほしい</p>	<p>考え方10-1</p>
<p>「ミラーサイト」について定義が明らかでないことから、具体的にどのようなサイトを指しているのか（デザインが全く同一である等）具体的にお示しいただくことはできませんでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>御指摘の修正意見を踏まえ、第2章第2-2節(3)の脚注に、ミラーサイトの説明として「あるサイトの一部又は全部の内容を複製し、当該</p>

	サイトと同一又は同一と目される運営者やグループが、異なるドメインを用いて運営するサイト」と追記します。
<b>意見 10-2 ヒアリングで発表した取組について追記してほしい。</b>	<b>考え方 10-2</b>
<p>本報告書には記載されておきませんが、弊社におきましては、有識者会議に基づいた非表示対応の他、従前より STOP!海賊版キャンペーンに連動して、海賊版サイトのアクセスに関するクエリに対して、注意喚起を促すバナーを掲載しております。この取り組みについても追記いただけますと幸いです。</p> <p>(掲載例)</p> <p><a href="https://search.yahoo.co.jp/search?p=%E6%B5%B7%E8%B3%8A%E7%89%88">https://search.yahoo.co.jp/search?p=%E6%B5%B7%E8%B3%8A%E7%89%88</a></p> <p>「検討している」と記載されている部分について、弊社では「非常に多数の権利侵害情報が掲載されたページが存在する、非常に高い頻度で新しいページが作成される、違法情報が掲載されないページがほぼ存在しないと推定されるなどの極めて例外的な場合」という基準を元に、すでにドメイン単位での非表示措置基準を定めて運用しておりますので、この点について補記いただけますと幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>御指摘の修正意見を踏まえ、第2章第2-2節(3)の脚注に、「検索結果からの非表示の取組のほか、STOP!海賊版キャンペーンに連動して、海賊版サイトのアクセスに関するクエリに対して、注意喚起を促すバナーを掲載する取組を実施している。」と追記するとともに、脚注に、「ヤフー株式会社からは、意見募集時の補足として、その後、「非常に多数の権利侵害情報が掲載されたページが存在する、非常に高い頻度で新しいページが作成される、違法情報が掲載されないページがほぼ存在しないと推定されるなどの極めて例外的な場合」にドメイン単位で非表示措置の講じる運用を開始した」との補足があった。」と追記します。</p>
<b>3. 今後の取組の方向性</b>	
<b>全般に関する御意見</b>	
<b>意見 11-1 海賊版サイト対策を推進するに当たっては、とりまとめ案に記載されている総合的な取組を、表現の自由の保護、通信の秘密の保護、検閲の禁止について十分留意しながら推進すべき</b>	<b>考え方 11-1</b>

<p>本とりまとめ案に記載されている通り、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の推進、発信者情報開示に関する取組、海賊版対策に向けた国際連携の推進、海賊版サイトに対する広告抑制、CDNサービスに海賊版サイトへの悪用防止を促すこと、検索事業者と権利者の間の検索結果からの非表示に関する取組、正規版の流通の促進という地道な各取組に引き続き注力することに賛同する。</p> <p>ただし、これらの各取組においても、表現の自由の保護、通信の秘密の保護、検閲の禁止について十分留意されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 11-2</b> 引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定、インターネットの自由な利用の確保等に留意しつつ検討を進めることを期待</p>	<p>考え方 1-2</p>
<p>引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に留意しつつ本検討会が進められることを期待する。(再掲)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 講談社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>海賊版対策に於いて、当事者のヒアリングをきちんと行い、様々な議論を重ねた上で対策を行われているようで安心しました。</p> <p>これからもヒアリングと議論を継続させ、本文でも述べられている通り、ユーザの通信の秘密の保護やインターネットの自由な利用の確保等にも配慮しつつ、海賊版サイトへのアクセス抑止に資する方策の導入の実施の前提となる法的整理、導入・実施を行っていただけるよう、よろしくお願いいたします。(再掲)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p><b>3-1. 政策メニューに関する今後の取組の方向性</b>  <b>(1) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動</b></p>	
<p><b>意見 12-1</b> ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動を継続していくことに賛同</p>	<p>考え方 12-1</p>
<p>海賊版サイトが権利者の利益を著しく損なう等の点で大きな社会問題となってきたことを踏まえ、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動を継続していくことに賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>「より多くのユーザが海賊版サイトにアクセスすることを思いとどまるよう、総務省は、関係省庁や関係団体と連携して、普及啓発を継続する必要がある」(P31)とする、本とりまとめ案に賛同いたします。</p> <p>当社では、各種「STOP!海賊版」キャンペーンに関連する記事・動画の拡散や、当社ホームページ内での「STOP!海賊版」バナーリンクの掲載等、様々な普及啓発策を実施しております。</p>	

<p>今後も、当社としても、お客様の情報モラル及び ICT リテラシーの向上のため、積極的な啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	
<p>意見 1 2 - 2 普及啓発について、創作者に適正な対価を還元することの意義を周知することが必要であるとする点に同意</p>	<p>考え方 1 2 - 2</p>
<p>(意見 4)</p> <p>普及啓発について、創作者に適正な対価を還元することの意義を周知することが必要であるという点に深く同意します。</p> <p>(1) 音楽分野において、一般社団法人日本レコード協会が調査した「2021 年度違法音楽アプリ及びリーチサイトの利用実態調査報告書」(<a href="https://www.riaj.or.jp/news/id=303">https://www.riaj.or.jp/news/id=303</a>)では、違法アプリ・リーチサイト利用者の約半数が「アーティストへの支払がないと分かっても利用を継続する」と回答をしています。</p> <p>(2) また、同調査において、違法音楽アプリ・リーチサイトの利用者の半数以上が 10 代～20 代で構成されていること、違法音楽アプリを利用する理由は「無料で利用できる」からという理由が 53.2%と最も多いこと、過去に違法音楽アプリを利用していたが、現在は利用を止めた人の今の音楽視聴方法では、「YouTube」との回答が 40.1%と最も多いことがわかっています。</p> <p>(3) このように、エンドユーザが著作物を無料で利用できる環境が整っていることから、若い世代を中心に海賊版サイトを利用することは、犯罪行為の助長をしているということ、また、これらの行為の結果、著作者の正当な対価還元の機会を奪い、新たな創作につながりにくい環境を生み出していることなどを身近な問題として認知されていないことが伺えます。</p> <p>(4) 単に海賊版サイト等を利用しないよう呼びかけるだけでなく、創作者に適正な対価を還元することの意義を学齢期の早い段階から周知徹底していくための取組を行うことが望まれます。</p> <p>(5) あわせて、権利者が受けるべき正当な対価が奪われることで、結果的にユーザは、新たな作品を享受できなくなり、ひいては我が国のコンテンツ文化の衰退につながりかねないという点まで伝えることも重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽著作権協会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>3-1. 政策メニューに関する今後の取組の方向性</b></p> <p><b>(2)セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進</b></p>	
<p>意見 1 3 - 1 引き続き、関係者によるリスト作成・共有とセキュリティ対策ソフトによる警告表示の取組を行うことが必要</p>	<p>考え方 1 3 - 1</p>
<p>「引き続き、関係者によるリスト作成・共有とセキュリティ対策ソフトによる警告表示の取組を行うことが</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>必要である」(P32)とする、本とりまとめ案に賛同いたします。</p> <p>当社では現在、海賊版サイトへのアクセス抑止機能が導入されたセキュリティ対策ソフトをお客様に提供しておりますが、引き続きこうしたアクセス抑止方策の促進に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	
<p><b>意見 13-2 セキュリティ対策ソフトのアクセス抑止機能について、WindowsDefender 等未対応企業への働きかけを行うべき</b></p>	<p>考え方 13-2</p>
<p>国内でも知名度の高いセキュリティ対策ソフトについてアクセス抑止機能がついていることは一定の効果があると考えます。しかし、Windows に標準搭載されており、日本国内のユーザー数も多いセキュリティ対策ソフトである WindowsDefender については未対応であると思われまます。</p> <p>既に対応済の 5 社以外にも働きかけをお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人バーチャルライツ】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。なお、第 3 章第 3-1 節(2)において、「総務省は、関係事業者と連携して、アクセス抑止機能が未導入のセキュリティ対策ソフト事業者への同機能の導入を促進していくことが重要であり、その際、例えば、有料のセキュリティ対策ソフト事業者への働きかけに加え、無料のセキュリティ対策ソフト事業者への同機能の導入に向けた働きかけを行うことが求められる。」と示したとおり、参加企業の拡大に向けた働きかけが重要であると考えます。</p>
<p><b>意見 13-3 アクセス抑止機能の促進に当たっては、通信の秘密や個人情報保護に十分な配慮が必要</b></p>	<p>考え方 13-3</p>
<p>加えて、アクセス抑止機能によって海賊版対策を進めること自体は問題ないと考えますが、抑止以上の機能を持つことには反対致します。</p> <p>セキュリティソフトのユーザーのアクセス履歴等が不要な範囲まで取得されてしまうようなことのないよう、通信の秘密や個人情報保護に十分な配慮をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人バーチャルライツ】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 13-4 セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進について、出版以外のコンテンツについても実現してほしい</b></p>	<p>考え方 13-4</p>

<p>本検討会で進められた新しい取組であることを承知しており、ライトユーザにとって有効な対策であるとの調査結果に大きな期待感を抱いております。今後、出版以外のコンテンツにつきましても実現されることを望みます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 13-5 通信の監視・介入の観点から、アクセス警告方式の導入も法的及び技術的に困難であり、2019年8月のインターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の報告書の整理を守るべき</p>	<p>考え方 13-5</p>
<p>アクセス警告方式についても、通信の監視・介入の点でブロッキングと本質的に違いはなく、その導入は法的にも技術的にも難しいとする、2019年8月の総務省のインターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の報告書の整理を守るべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>3-1. 政策メニューに関する今後の取組の方向性</b> <b>(3)発信者情報開示に関する取組</b></p>	
<p>意見 14-1 海外事業者における発信者情報開示や摘発のための実効性のある国内手続整備が必要</p>	<p>考え方 14-1</p>
<p>改正プロバイダ責任制限法における海外企業に対する発信者情報開示の申立ての簡易化については、前進と評価する。もっとも、開示対象事項が、米国サピーナ等に比べて限定的であり、摘発における実効性が低い。また、海外事業者については、日本での法人登記率が極めて低く、法改正後も命令に従う保証がない。</p> <p>そのため、実効的な情報開示のためには、改正後も米国サピーナ等海外の手続きを利用しなければならない可能性が高く、国内で侵害行為と被害が生じたとしても、海外手続きに頼らざるを得ない状況が続くことが課題である。海外事業者との関係においても、摘発のために実効性のある国内手続が整備されることを望む。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社KADOKAWA】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>取組の方向性については、いずれも海賊版対策の現場の実態に合致しており、賛成します。</p> <p>発信者情報開示請求に関する法改正についてですが、海賊版サイト運営者の多くが利用する海外バックエンド事業者（ホスティング、レジストラ、CDN等）らは、日本での法人登記率が極めて低く、改正法によっても命令に従う保証はなく、実効性に疑問が残るのは事実です。発信者情報の開示対象には口座情報等は含まれておらず、米国サピーナ等の手続きに比べて限定的であることは、実効性の観点からも残念と言わざるを得ません。</p> <p>運営者特定に資する法的手続きとして、出版各社としては、引き続き米国サピーナなどの手続きを利用しなければならない可能性が高いと考えます。</p>	

<p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p> <p>海外での法的手続きは、費用、時間、手間のいずれにおいても負担が大きいため、全ての海賊版サイトを対象にすることはできません。日本国内における手続きによっても、運営者特定に資する情報が入手できるような法整備を望むとともに、海外企業が海賊版サイトの排除に積極的に取り組めるような国際ネットワーク作りが急務です。(再掲)</p>	
<p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p> <p>大きくは問題なし。プロバイダ責任制限法改正についてそれ自体は是とするが、海外の「ならず者」にたいしてより実効的な取り組みが期待され、国際的な協力関係等もいっそう進めることが望まれる。(再掲)</p>	
<p style="text-align: right;">【株式会社双葉社】</p> <p>意見 1 4 - 2 発信者情報開示請求の迅速化を促す上で国内外のコンテンツプロバイダが発信者情報を一定期間自発的に保有する動きが一層加速されるような施策及びガイドラインの制定や啓蒙活動が並行して実行されることが望ましい</p>	<p>考え方 1 4 - 2</p>
<p>本意見に賛同いたします。</p> <p>また、発信者情報開示請求の迅速化を促す上で国内外のコンテンツプロバイダが発信者情報を一定期間自発的に保有する動きが一層加速されるような施策及びガイドラインの制定や啓蒙活動が並行して実行されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【日本ネットワークネイブラー株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 1 4 - 3 海外での情報開示請求や摘発活動への公的な補助制度を拡充すべき</p> <p>挙げられた取り組みの必要性に関する指摘は、全面的に賛同いたします。</p> <p>現在、海賊版サイト運営者の多くが身元を隠して利用する海外のバックエンド事業者（ホスティング、レジストラ、CDN 等）らになるため、国際ネットワーク作りと共に、海外での情報開示請求や摘発活動への、公的な補助制度の飛躍的な拡充を強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宙出版】</p>	<p>考え方 1 4 - 3</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>挙げられた取り組みの必要性に関する指摘は、いずれも海賊版対策の現場の実態に合致しており、賛同する。</p> <p>なお、発信者情報開示請求に関する法改正は評価するが、現在、海賊版サイト運営者の多くが身元を隠して利用する海外の事業者（ホスティング、レジストラ、CDN 等）らは日本での法人登記率が極めて低く、命令に従う保証は残念ながらない。開示対象の事項も米国サピーナ等に比べて限定的であり、摘発において実効性が低いと考える。</p> <p>そのため、実効的な情報開示は依然、米国サピーナなど海外手続を利用しなければならない可能性が高く、</p>	

<p>海賊版対策においてはノウハウ・費用・期間すべてにおいて大きな壁となる。</p> <p>国際ネットワーク作りと共に、海外での情報開示請求や摘発活動への、公的な補助制度の飛躍的な拡充が強く望まれる。海賊版サイトは1サイトが閉鎖・摘発されれば、被害を受けた全ての権利者（ひいては社会全体）が受益者となるので、かかる公的補助は十分に正当化される。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 講談社】</p>	
<p>また海外での情報開示請求や摘発活動への、公的な補助制度の飛躍的な拡充が強く望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社双葉社】</p>	
<p><b>3-1. 政策メニューに関する今後の取組の方向性.</b>  <b>(4)海賊版対策に向けた国際連携の推進</b></p>	
<p><b>意見 15-1 英語版海賊版サイトへの対応には各国政府による国際的連携が不可欠である。</b></p> <p>また、英語に翻訳された海賊版サイトも多数確認されており、これらのサイトは、世界中のユーザーを対象にしています。出版各社は日本向け海賊版サイトへの対応に追われており、英語版サイトに対応するリソースが決定的に不足しているのが現状です。英語版サイトへの対応には各国政府による国際的連携が不可欠と考えます。(再掲)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p>	<p><b>考え方 15-1</b></p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 15-2 著作権に関する法整備が遅れている国において、各国の法整備に日本が積極的に携わることを明記すべき</b></p> <p>アメリカにおける DMCA、EU における DSM 著作権指令など、各国で様々な法律がある中、ベトナムなど著作権の整備が遅れている国で海賊版サイトが急増している<sup>4</sup>ことを踏まえ、各国の法整備に日本が積極的に携わることも明記すべきだと考えます。</p> <p>4: 漫画海賊版サイト、ベトナム発が急増 5年前は中国も「ここ1~2年で」 対策に特効薬なし   Yahoo! ニュース  <a href="https://news.yahoo.co.jp/articles/c0b1626ff77f099c12ff8a62fcad3526f0199496">https://news.yahoo.co.jp/articles/c0b1626ff77f099c12ff8a62fcad3526f0199496</a></p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人バーチャルライツ】</p>	<p><b>考え方 15-2</b></p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 15-3 海外企業が海賊版サイトの排除に積極的に取り組めるような国際ネットワーク作りが必要</b></p> <p>海外での法的手続きは、費用、時間、手間のいずれにおいても負担が大きいため、全ての海賊版サイトを対象にすることはできません。日本国内における手続きによっても、運営者特定に資する情報が入手できるような法整備を望むとともに、海外企業が海賊版サイトの排除に積極的に取り組めるような国際ネットワーク作りが急務です。(再掲)</p>	<p><b>考え方 15-3</b></p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p> <p>大きくは問題なし。プロバイダ責任制限法改正についてそれ自体は是とするが、海外の「ならず者」にたいしてより実効的な取り組みが期待され、国際的な協力関係等もいっそう進めることが望まれる。(再掲)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社双葉社】</p>	
<p>意見 15-4 「レジストラホッピング」や「ドメインホッピング」をさせないよう禁ずるまたは大幅な規制をすることは海賊版対策で大きな効果が期待できる</p>	<p>考え方 15-4</p>
<p>「レジストラホッピング」や「ドメインホッピング」をさせない様禁ずるまたは大幅な規制をすることは海賊版対策で大きな効果が期待できる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 15-5 海賊版サイトのホッピング対策として、ICANN の対応は重要である</p>	<p>考え方 15-5</p>
<p>また、海賊版サイトのホッピングを許すのは、登録者の身元確認に関心がなく、規約違反の違法利用を放置するごく一部のレジストラであり、この点では指摘の通り、ICANN の対応は大きな鍵となる。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 講談社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>また、海賊版サイトのホッピングを許すのは、登録者の身元確認に関心がなく、規約違反の違法利用を放置するごく一部のレジストラであり、この点ではご指摘の通り、ICANN の対応は大きな鍵となると思われます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p>	
<p>(意見 2)</p> <p>レジストラントの情報開示等について各方面への働きかけを強化すべきです。</p> <p>(1) 「海賊版対策に向けた国際連携の推進」において、「ドメイン名不正利用への対策として、レジストリ・レジストラに対して ICANN との契約遵守を徹底するための方策や、ICANN 内の他組織と連携した対応策の検討などを提案した」(「現状とりまとめ(案)」17 頁)とありますが、海賊版被害の救済には、海賊版サイトドメインの迅速な削除に加え、「レジストラント(ドメイン名登録申請者)の情報の正確性の確保」や迅速な情報開示が重要です。</p> <p>(2) そのためには、「ICANN によるレジストラ監査と監査後のフォローアップ」とあわせて、我が国の提案が確実に実施されるよう関係各方面への働きかけを強化・継続すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽著作権協会】</p>	
<p>意見 15-6 ICANN への継続した提案、働きかけを通じ、正確なレジストラント情報の取得をレジストラへ義務付けるルールを設けることが必要</p>	<p>考え方 15-6</p>
<p>海外にホスティングされている海賊版サイト(リーチサイト等)において権利者からの請求によってレジス</p>	<p>いただいた御意見については、今後</p>

<p>トラから開示されたレジストラントの情報が虚偽であった事例が実際にあったことから、レジストラントの情報の正確性を確保する施策の早急な実現に向けて総務省から ICANN へ継続した提案、働きかけを行い、正確なレジストラント情報の取得をレジストラへ義務付けるルールを設けることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本レコード協会】</p>	<p>検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>また、近年は ICANN の方針により、権利者が海賊版運営者に関する正確な情報（WHOIS 情報を含む）を入手することが妨げられている状況があります。このような状況は、サイトブロッキングのような救済措置の必要性をさらに強調するものです。権利者は大規模な海賊版運営者について正確な情報を得ることができないため、国外の未知の海賊版運営者を相手方とする救済措置を実施する目的上、ISPs（およびその他関係機関）が海賊版サービスへのアクセスを無効とする上で最適の立場にあると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本国際映画著作権協会】</p>	<p>御指摘の ICANN の方針が指すところが必ずしも明らかではありませんが、いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 15-7 海外に設置された違法なサイト・アプリの対策や不正なデバイスの輸出入等の対策は、国際的な連携が重要であり、その推進のためには政府の協力が重要</b></p>	<p>考え方 15-7</p>
<p>国内対策では完結できない海外に設置された違法なサイト・アプリの対策や不正なデバイスの輸出入等の対策については、国際的な連携を図り進めていくことが重要となると考えます。この国際連携の推進については、政府の協力が重要であるため、今後、検討を進めていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【不正ストリーミングデバイス対策協議会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 15-8 ドメインの不正利用に関して、文言の共通認識が得られるよう、注記が必要ではないか</b></p>	<p>考え方 15-8</p>
<p>本項 3 行目、11 行目に「ドメインの不正利用」という言葉が出現し、11 行目には脚注 52 によって「DNS Abuse」というキーワードに対応づけられています。現在 ICANN で「DNS Abuse」というキーワードで活発に展開されている議論に関しては、脚注 52 に示された資料に見られるように、GAC を含む一部にはより広義に捉える考え方があるものの、ICANN のミッションである「DNS のセキュリティ・安定性・復元性の堅持」への脅威（DNS セキュリティ脅威）に限定するという定義が一般的で、海賊版などの知的財産権侵害はこの一般的な定義には当てはまりません。この点、ICANN における議論を検討する上では注意が必要であるため、脚注に示すなど、何らかの形で注記されるべきだと考えます。</p> <p>一方で、GAC において公共安全部会（Public Safety Working Group, PSWG）で議論されているように、海賊版を始めとするインターネット上のあらゆる不正・不法行為に対応する上で、ドメイン名の登録者に関する情報が、CDN や ISP における顧客情報などとともに、犯罪者同定の手がかりとなりえるものとして重要な位置づけにあることは確かです。不正・不法が疑われる登録者に関する正確な情報の開示などにますます期待が集</p>	<p>ご指摘の修文意見を踏まえ、第 3 章第 3-1 節（4）の脚注を、「なお、現在 ICANN における「ICANN74 会合（2022 年 6 月）においては、「DNS Abuse Mitigation」のセッションにおいて、ICANN とレジストラの契約の在り方等について問題提起がなされている。」と修正します。</p> <p>その他のいただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p>まる一方で、正確な情報収集や、不正・不法であることの判断が難しいこと、個人情報保護の流れから情報開示自体がより難しくなっていることなど、困難が立ちはだかっている状況なので、さまざまなステークホルダーを巻き込んだ活発な議論の中で、本項に示された貴省の取り組みによって、打開策の検討が進むことを願います。</p> <p>脚注 53 には上沼構成員からの Uniform Rapid Suspension (URS) に関する指摘が挙げられています。上沼構成員がご指摘のように、URS はドメイン名ラベルの商標権侵害に対して適用する制度ですが、法執行機関や法廷の判断に拠らず、パネルの判断によって被疑ドメイン名に対する処置（この場合、登録内容変更や移転の停止）を行うものなので、不正・不法行為に対する対応に応用できる可能性はあるものと考え、参考までに申し述べるものです。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター】</p>	
<p><b>意見 15-9 IGF が働きかけの場の一つとして挙げられていることに賛成</b></p>	<p><b>考え方 15-9</b></p>
<p>国際的な場の一つとして、IGF（インターネットガバナンスフォーラム）が挙げられています。本現状取りまとめ（案）3 ページにも示されている、総務省のインターネット上の海賊版対策に係る総合的な対策メニュー（更新版）が示す通り、海賊版対策は、幅広いステークホルダーが、それぞれ実施できる方策を持ちよって対策を進めているものであるとともに、国境を越えたグローバルな連携が必要であるため、IGF において全世界のステークホルダーも交えて議論を行い、よりよい方策の探査に向けた共通理解の醸成を進めることが重要だと考え、IGF が働きかけの場の一つとして挙げられていることに賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p><b>3-2. 政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性</b> <b>全般に関わる御意見</b></p>	
<p><b>意見 16-1 インターネットに関わる各種事業者それぞれが、政府、権利者と協調することが必要</b></p>	<p><b>考え方 16-1</b></p>
<p>インターネットの「自律・分散・協調」に裏づけられた独立性を守るためにも、政府・権利者と協調した、関係者自らによる注視や適正な働きかけが今後も重要となると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宙出版】</p> <p>前項のレジストラにも通じる点であるが、インターネットの「自律・分散・協調」に裏づけられた独立性を守るためにも、政府と権利者が協調した、関係者自らによる注視や適正な働きかけが今後もさらに重要となると考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 講談社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>前項に記述したレジストラ対策も含め、インターネットに関わる各種事業者それぞれが、「自律・分散・強</p>	

<p>調」に裏付けられた独立性を守るためにも、政府、権利者と協調し、海賊版サイトをはじめとする違法、不当な権利侵害をネット上から排除する努力が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p>	
<p><b>3-2. 政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性</b>  <b>(1) 広告に関する今後の取組の方向性</b></p>	
<p><b>意見 17-1 広告対策について、広告事業者団体と協力しながら引き続き対応する</b></p>	<p><b>考え方 17-1</b></p>
<p>広告対策については、広告事業者団体のご協力のもと、幅広いコンテンツでの対応が実現しており、引き続き問題点を共有しながら対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 17-2 「広告出稿・配信の停止の取組」については、より強力に推進していくことが必要</b></p>	<p><b>考え方 17-2</b></p>
<p>(意見 3)  「広告出稿・配信の停止の取組」については、より強力に推進していくことが求められます。</p> <p>(1) 海賊版サイトの問題は、「正当な媒体社や広告事業者が得るはずの広告費が海賊版サイトに流れてしまう問題」(「現状とりまとめ(案)」21頁)でもあり、権利者の正当な対価を奪うことで創作の機会を喪失させ、文化の発展に悪影響を及ぼす重大な問題です。</p> <p>(2) 短期的な視点では、表示された広告から漏れなく広告配信事業者名及び連絡先を特定できるようにすることが必要です。</p> <p>(3) 長期的な視点では、海賊版サイトへの広告配信を法的に規制し、広告関係各社が海賊版サイトやアプリへの広告出稿を技術的に抑止する取組を実行するよう主導していくことが求められます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽著作権協会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 17-3 「広告料収入を断つ」ために法的整備含め、具体的な方策の検討が進むことを期待</b></p>	<p><b>考え方 17-3</b></p>
<p>「広告料収入を断つ」方策がもっとも効果的であろう。法制整備を含めて、具体的な方策の検討が進むことに期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 17-4 ウェブブラウザ提供事業者への働きかけも必要</b></p>	<p><b>考え方 17-4</b></p>
<p>サイト閲覧の際に必要なウェブブラウザを提供する事業者(例: Google LLC、Mozilla Foundation など)への働きかけも必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人バーチャルライツ】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 17-5 海賊版サイトの広告に事業者や一般のユーザが作成したイラスト等のコンテンツが使用されているケースがあり、広告自体への対策もするべき</b></p>	<p><b>考え方 17-5</b></p>

<p>また、海賊版サイトに掲載されている海外のアンダーグラウンドな広告の中には、広告自体に事業者や一般のユーザーが作成したイラスト等のコンテンツが使用されているケースがあり、広告自体への対策もお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人バーチャルライツ】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>3-2. 政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性</b>  <b>(2)CDN サービスに関する今後の取組の方向性</b></p>	
<p>意見 18-1 特定のCDN事業者における対応は、海賊版サイト問題の根本的解決につながる可能性があり、引き続き具体的な対応を望む</p>	<p>考え方 18-1</p>
<p>また、当該CDN事業者は反復侵害者の排除を全くできていない事実も指摘されておりますので、海賊版サイトへの抜本対策は、かかる特定CDN対策に帰結する可能性は高く感じました。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宙出版】</p> <p>分けても、現在海賊版サイトのドメインホッピングが極めて頻繁に起きる中、ほとんど全ての海賊版サイトは、同一の特定CDNのサービスを利用している点だけは共通している。これは、通信負荷・コストの面などから、かかる大規模CDNサービスを利用しなければ海賊版サイトは到底成り立たないからであり、かつ、海賊版サイト運営者の身元の秘匿に都合が良い大規模CDNサービスはほぼ絞られているとの指摘もあるところである。また、当該CDN事業者は反復侵害者の排除を全くできていない事実も指摘されている。現状の海賊版サイトへの抜本対策は、かかる特定CDN対策に帰結する可能性は高いと思料する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 講談社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>取組の必要性に関する指摘は、いずれも海賊版対策の現場の実態に合致しており、異存ありません。</p> <p>なかでも特定のCDN事業者への対策は、海賊版サイト問題の根本的解決につながる可能性があり、引き続き具体的な対応を望みます。</p> <p>とりまとめ案の指摘通り、ほとんど全ての海賊版サイトは、特定のCDN事業者のサービスを利用している点で共通しています。海賊版サイトの多くが、自身では脆弱なホストサーバーしか所有していないと考えられるにもかかわらず、数千万から1億超のアクセスをさばき、高額の広告収入を得ている背景に、大規模なCDNサービスの存在があることは間違いありません。通信負荷やコストの面から、低額で利用可能な大規模CDNサービスを利用しなければ、海賊版サイトの運営が成り立たないことは、通信、IT技術者による調査、研究からも明らかです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p>	
<p>意見 18-2 特定のCDN事業者は、自らの提供するサービスが海賊版サイトに悪用されることが明らかになった場合に、キャッシュの削除やサービスの停止を行うべき</p>	<p>考え方 18-2</p>

<p>クラウドフレア社に対し、自らの提供するサービスが海賊版サイトに悪用されることが明らかになった場合のキャッシュの削除やアカウント停止の仕組み、権利侵害を行った者に関する適切な情報開示といった対応を促す必要があるとの指摘について同意いたします。</p> <p style="text-align: right;">【不正ストリーミングデバイス対策協議会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>違法アプリや海賊版サイト（リーチサイト等）において海外 CDN サービスを利用している事例が多いことから、CDN サービスが著作権侵害サイト、違法アプリに悪用されていた場合、権利者からの依頼に基づいてキャッシュの削除やサービスの利用停止といった対応が CDN サービス事業者によって速やかに行われる仕組みを設けることが必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本レコード協会】</p>	
<p>（意見 5）</p> <p>海賊版サイト運営の温床となっている特定の CDN について、その提供事業者に対する取組を強化すべきです。</p> <p>（1） 今回の検討により、海賊版サイトにとって使い勝手のよい CDN サービスが存在していること、また、当該 CDN 事業者の存在が海賊版サイト運営を助長していることが浮き彫りとなっています。</p> <p>（2） 今後は CDN サービス全般ではなく、海賊版サイトにとって使い勝手のよい特定事業者に対して、掘り下げて対応することが求められます。</p> <p>（3） 特定の CDN 事業者の「サーバに記録されているキャッシュを削除するスキーム」の「発動の事前措置として、ホスティング事業者への警告に加えて裁判所での仮処分決定が必要」（「現状とりまとめ(案)」23 頁）となる点については、非常にハードルが高いため、被害救済の観点から、有効な対策を講じていただく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽著作権協会】</p>	
<p>意見 18-3 クラウドフレア社のサービスがサイバー攻撃の低減に寄与していること、サービス利用目的を事前に確認することはインターネットの安全性に悪影響を及ぼしかねないこと、個人情報の収集は必要最低限にすべきこと、顧客情報の開示はデュープロセスといった原則を遵守すべきであること等について考慮すべき</p>	<p>考え方 18-3</p>
<p>現状とりまとめ案では、CDN サービスの内容や、CDN サービスとインターネット上の権利侵害との関係についての誤解や根拠不十分な分析に基づき、CDN サービス全般および特に Cloudflare を対象として「CDN サービスに関する今後の取組の方向性」が提示されております。同セクションの議論は、インターネット全体の安定性を維持する上で CDN サービスが必要不可欠であるという正しい前提に基づいております。当社は、著作権侵害の蔓延を食い止めるという意図については理解し支援いたしますが、現状とりまとめ案に含まれる政策提言</p>	<p>御指摘を踏まえ、次のとおり修文します。</p> <p>「第 1 に、」から始まる段落の御指摘に関して、第 2 章第 2-2 節（2）④の比較表において示しているとお</p>

は、実際のところ、インターネットの安全性および信頼性を低下させるものであり、インターネット利用者に対する公平性、透明性、およびアカウントビリティ（説明責任）を損なう結果をもたらすと考えております。

第1に、現状とりまとめ案は、CDN サービスプロバイダーに対し、利用規約において著作権侵害行為を禁じる条項を含めるように提言しております。Cloudflare は、当社の顧客すべてに対し、著作権法を含むすべての適用ある法律を遵守することを求めており、この点は当社の利用規約に反映されております。しかし、現状とりまとめ案はさらに、CDN サービスプロバイダーは著作権侵害の主張がなされた際にキャッシングおよび／または当該顧客へのサービス提供を停止すべきだと示唆しております。不正利用防止プロセスを悪用して正当な権利保有者が被害を受ける傾向が広がっていること、および、キャッシングやサービス提供の停止がもたらす重大な影響を考慮しますと、かかる措置をとる前に、透明性が高く独立した法的機関が侵害の主張を審理すべきであるというのが当社の信条です。これ念頭に、当社は、日本の権利保有者グループと共に、東京地方裁判所による著作権侵害に関する判断を迅速化するための世界的にもユニークな枠組みの構築に尽力いたしました。現状とりまとめ案でも述べられておりますように、残念ながら、出版社グループは当該枠組みに基づく手続をわずか1回活用しただけで、当該枠組みは適切ではないという結論を下しました。貴検討会におかれましては、公平かつ透明性の高い方法で著作権侵害に対応するにあたって当該枠組みが有する価値について再検討いただきますようお願いいたします。

第2に、現状とりまとめ案では、CDN サービスプロバイダーに対し、顧客によるサインアップの際に、事前に「サービスの利用目的の確認」を求める提言がなされております。当社としましては、顧客が当社サービスを利用する主な目的が広汎な被害をもたらすサイバー攻撃の影響を軽減するためであるという点が、現状とりまとめ案において正しく認識されていないことをご指摘申し上げたいと思います。Cloudflare のサービスが手軽に利用できるのは、設計における意図的な決定であり、あらゆる顧客が悪意のサイバー活動をもたらすリスクを軽減し、すべての人にとってインターネットの信頼性およびパフォーマンスを向上させるのに貢献しております。企業は、すでに DDoS 攻撃を受けている最中において Cloudflare のサービスにサインアップすることが多く、Cloudflare の手軽で効率的なオンボーディング（サインアップ）のプロセスは、すでに進行中の攻撃による影響を迅速に軽減する上で役立っております。Cloudflare がすべての顧客に対してサービスの利用目的を確認しなければならない場合、オンラインによるサインアップ機能や無料サービスの提供は事実上不可能となり、日本の中・小規模の企業における業務の安定性が損なわれ、サイバー攻撃に対する脆弱性が悪化することとなります。政策立案者におかれましては、この要件を追加することで、企業がサイバー攻撃から身を守ることがむしろ困難になり、インターネット全体の安全性に悪影響を及ぼしかねない点を考慮いただきます

り、クラウドフレアの利用規約において著作権侵害コンテンツの配布を禁止する内容が定められていることはとりまとめにおいても言及しているところですが、また、第3章第3-2節（2）において示しているとおりの「利用規約などにおける著作権侵害目的での利用の禁止、サービスの利用目的の確認といった事前の対応、利用規約違反が明らかになった場合の利用規約等に基づくキャッシュの削除やサービス停止などの仕組みの確実な実施など事後の対応といった、CDN サービス事業者による自社サービスが著作権侵害サイトに悪用されることを防止するための取組が着実に図られる」ことが重要であると考えます。

「第2に、」から始まる段落の「顧客が当社サービスを利用する主な目的が広汎な被害をもたらすサイバー攻撃の影響を軽減するためであるという点が、現状とりまとめ案において正しく認識されていない」との御指摘について、第2章第2-2節（2）①において、貴社サービスを含む CDN サービスが持つ DDoS 攻撃の被害低減などの効果に言及しており CDN サービスが正当なユーザにもたらす利点について考慮しているもの

<p>ようお願いいたします。</p> <p>第3に、現状とりまとめ案では、Cloudflareに対し、「権利侵害を行った者に関する適切な情報開示」を求める提言がなされております。Cloudflareは、当社の顧客情報におけるプライバシー保護を非常に重視しております。日本および他国におけるプライバシー基準に基づき、当社は、当社サービスの提供に必須でない個人情報収集はせず、個人データの収集範囲を最低限に抑える方針を採用しております。当社は、日本および各国のプライバシー法における重要な要素である、個人情報の収集範囲を必要最低限に限定するという原則に反するような政策提言は採用されるべきではないと強く訴えたいと思います。</p> <p>第4に、現状とりまとめ案では、Cloudflareは、「利用規約に基づく対応が適切に行われているか（中略）について、適切な説明を行う必要がある」との提言がなされております。当社では、半期ごとに公表する透明性レポートにおいて、法的な要請に対する当社の対応にかかる情報を集計データにより公表しておりますが、当社に対する顧客の信用を維持し、顧客のプライバシー保護という当社の中核的な原則を遵守するために、法的手続に基づくことなく個人情報を提供することはしておらず、特定の顧客に関する一般的な情報提供の要請には応じておりません。当社は、この原則に基づき、特定の顧客に関する情報の提供を法的手続に基づかずに要請された場合、要請元が政府であれその他のステークホルダーであれ、一切応じておりません。当社は、適切かつ正当な法的手続に基づく場合には、顧客情報を提供しております。顧客情報の提供を求める法的な要請は常に、プライバシー、透明性、およびデュープロセスという重要な原則を遵守したものでなければなりません。</p> <p style="text-align: right;">【Cloudflare, Inc】</p>	<p>と考えます。</p> <p>「第4に、」から始まる段落の「顧客情報の提供を求める法的な要請は常に、プライバシー、透明性、およびデュープロセスという重要な原則を遵守したものでなければなりません。」とのご指摘を踏まえ、第3章第3-2節(2)の記述を「ただし、CDNサービスの海賊版サイトへの悪用防止や事後の対応を促すに当たっては、通信の秘密の保護や検閲の禁止といった規定や、プライバシー、透明性及びデュープロセスといった原則の遵守に留意して進める必要がある。」と修正します。また、関連する記述を同様に修正します。</p> <p>その他のいただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見18-4</b> ホスティング、レジストラ、CDN等の海外事業者が、利用者の身元確認を行うことを期待する</p>	<p>考え方18-4</p>
<p>併せて、ホスティング、レジストラ、CDN等の海外事業者において、利用者の身元確認がなされる取り組みに期待する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社KADOKAWA】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見18-5</b> 特定のCDNは、サービスの利用開始にあたって身元確認を行う必要がある。</p> <p>(5) また、CDN事業者を含む全ての電気通信役務提供者に対し、事業者としての登録や顧客情報の取得及び正確性の確認等を義務付けることによって、悪意ある海賊版サイト運営者が締め出されるような流れに結び付けることも有効と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽著作権協会】</p>	<p>考え方18-5</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本とりまとめ(案)は、御指</p>

	<p>摘の「CDN 事業者を含む全ての電気通信役務提供者に」に対する「顧客情報の取得及び正確性の確認等を義務付けること」を法令に基づき義務付けるべきとするものではありません。</p>
<p>適切な情報開示や利用開始時において本人身元確認が十分でない、一部 CDN 事業者への対策を検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【不正ストリーミングデバイス対策協議会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>当該CDNサービスを提供している事業者は、契約社の身元確認がたいへん甘く、登録名が偽名であっても、メールアドレスだけで利用が可能で、しかも無料で利用できる通信量帯が広く設定されています。従って、米国サビーナ等によって同事業者に情報開示を求めても、開示される情報自体からは海賊版サイトの正確な運営者情報が得られないことがほとんどです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p>	
<p>現状、課題については正確に調査されていると思う。一部CDN事業者に関しては「個人情報保護」を理由として不法行為を行うものの隠れ蓑になっている側面がある。「個人情報保護」の重要性は言うまでもないが、犯罪の温床となるようなものに関して野放しということは公益に反するため一定のルールは必要。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社双葉社】</p>	
<p><b>意見 18-6</b> 特定の CDN は、著作権侵害があった際に、権利者に対してサービス利用者に関する情報の適切な開示を行う必要がある。</p>	<p>考え方 18-6</p>
<p>クラウドフレア社に対し、自らの提供するサービスが海賊版サイトに悪用されることが明らかになった場合のキャッシュの削除やアカウント停止の仕組み、権利侵害を行った者に関する適切な情報開示といった対応を促す必要があるとの指摘について同意いたします。(再掲)</p> <p style="text-align: right;">【不正ストリーミングデバイス対策協議会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>適切な情報開示や利用開始時において本人身元確認が十分でない、一部 CDN 事業者への対策を検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【不正ストリーミングデバイス対策協議会】</p>	
<p><b>意見 18-7</b> CDN 事業者は、自らのサービスを介して発生した侵害行為に対する責任を果たすべき</p>	<p>考え方 18-7</p>
<p>(4) さらに、当該 CDN 事業者が意図するところではないにせよ、結果的に著作権侵害に加担している構図となっていることは明白であるため、34 ページ脚注の田村構成員の意見にもあるように、CDN 事業者の責任についても検討を開始すべきです。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p style="text-align: right;">【一般社団法人日本音楽著作権協会】</p> <p>さらに、当該CDN事業者は、権利者からのアビューズ通告によっても、反復侵害者の排除に極めて非協力的な姿勢をとり続けています。</p> <p>繰り返しになりますが、ほとんどの悪質海賊版サイトが同じCDN事業者を利用しており、かつ、同CDNサービスが存在しなければ海賊版サイトの運営が成り立たない現実を前提にすれば、当該CDN事業者に対し、同社の規約通りに、利用者に対し、違法、不当なサービスを止めさせ、従わない場合にはサービスの提供を中止する等、法令上、またはインターネットの正当な通信環境に資する方策上の対応を取らせることは、現在の海賊版サイトによる権利侵害問題を大きく転換させる可能性があります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社小学館】</p>	
<p>クラウドフレア等の、いくつかのコンテンツ配信ネットワーク（CDN）は、世界的にインターネット上の海賊行為を助長している要因であり、自己のサービスを介して発生した侵害行為に対する責任を果たすべきという点で、私たちは総務省に同意します<sup>7</sup>。さらに、著作物のインターネット上の海賊行為に対処すべく、総務省が、クラウドフレアに対し、「自らの提供するサービスが海賊版サイトに悪用されることが明らかになった場合のキャッシュ削除やアカウント停止の仕組み、権利侵害を行った者に関する適切な情報開示といった対応を促す」ことに同意します。クラウドフレア等の仲介者がオンライン海賊版の削減または排除に向けた改善策の実施への協力に同意しない場合、裁判所から、パブリックDNSを通じて海賊版サイトを利用できないようにすることを命じられ、さらに当該会社のサービス提供の他の側面（コアプロキシサービスを含みます）についても裁判所の命令を受けるリスクを負うべきと考えます。</p> <p>7 検討会報告書には、クラウドフレアが日本の著作権法上の責任制限に該当しない可能性を示唆する東京大学の田村教授のコメントが記載されています。この点について、イタリアでの最近の判決では、クラウドフレアが裁判所から「イタリア著作権法第156条に基づき、「ドメイン名の」DNS解決を阻害することにより、そのサービスを利用する全ての者が『海賊版サイトに』アクセスすることを阻止する最も適切な技術的措置を直ちにとる」ことを命じられています。https://torrentfreak.com/court-orders-cloudflares-dns-resolver-1-1-1-1-to-block-pirate-sites-in-italy-220719/</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本国際映画著作権協会】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘の田村構成員のコメントは日本の著作権法上の責任の制限規定に関するコメントである一方、後段の御意見や例示されているイタリアの判決は、パブリックDNSを通じた海賊版サイトへのアクセスに関するものであり、コメントと直接関連を有さないものと考えます。</p>
<p><b>3-2. 政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性</b></p> <p><b>(3)検索サービスに関する今後の取組の方向性.</b></p>	
<p>意見19-1 検索サービスに関しルール作りが必要であり、同時に、表現の自由の保護、検閲の禁止は留意が必要</p>	<p>考え方19-1</p>
<p>検索サービスにかかわることでは、ルール作りは必須。また海外での情報開示請求や摘発活動への、公的な</p>	<p>いただいた御意見については、今</p>

<p>補助制度の飛躍的な拡充が強く望まれる。同時に表現の自由の保護、検閲の禁止には留意が必要。 【株式会社双葉社】</p>	<p>後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 19-2 検索結果の非表示に関しては中立かつ公正な基準に基づき、慎重に判断する必要がある点に留意して記載いただきたい</p>	<p>考え方 19-2</p>
<p>「情報流通の基盤としての側面」とある部分について、より具体的には、検索サービスが</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①今日のインターネット利用においてサイト・ページ訪問の起点であるという側面</li> <li>②インターネット上に存在するページを機械的にあまねく収集してデータベース化しているということ</li> <li>③各サイト運営者、各ページの投稿者と間接的な関係でしかなく、表現者の主張への配慮が必ずしも図られていないこと</li> </ul> <p>といった事情から、検索結果の非表示に関しては中立かつ公正な基準に基づき、慎重に判断がする必要があると考えております。この点に留意して記載いただけますと幸いです。</p> <p>【ヤフー株式会社】</p>	<p>ご指摘の意見を踏まえ、第3章第3-2節(3)の脚注において、「具体的には、検索サービスが、①今日のインターネット利用においてサイト・ページ訪問の起点であるという側面、②インターネット上に存在するページを機械的にあまねく収集してデータベース化しているということ、③各サイト運営者、各ページの投稿者と間接的な関係でしかなく、表現者の主張への配慮が必ずしも図られていないこと、といった事情から、検索結果の非表示に関しては中立かつ公正な基準に基づき、慎重に判断がする必要があるとの指摘がある。」と追記します。</p>
<p>意見 19-3 効果検証の主体、対象、方法について具体的に記載いただきたい</p>	<p>考え方 19-3</p>
<p>「効果検証を継続的に行う」とあるが、具体的には誰が(出版社・総務省・検索事業者など)、何を、どのように効果検証を行っていくかについて具体的に記載いただけますと幸いです。</p> <p>また、例えば検索事業者が非表示措置対応を行ってもなお流入数に変化がないといった場合においては、アクセス数が増加している根拠が検索以外にある根拠ともなりうるため、効果検証に際してはその点も考慮していただきたいと考えております。</p> <p>【ヤフー株式会社】</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第3章第3-2節(3)において、「総務省は、ドメインごとの非表示措置が有効に機能しているか等について、検索事業者や関係者からのヒアリングを通じて」と追記します。</p> <p>その他のいただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

<p><b>意見 19-4 日本で使用される主な検索サービス以外のサービス提供事業者への働きかけも必要</b></p> <p>日本国内で使用される検索サービスは、「Google」「Yahoo!」「Bing」の3つでシェア9割以上<sup>5</sup>とされており、かつこれらを運営する事業者はセキュリティ対策ソフトやウェブブラウザも開発しております。海賊版サイトへの対応のためにも、緊密な連携をお願い致します。</p> <p>また、ロシアで大きなシェアを持ち、ヨーロッパでも一定のシェアを持つ YANDEX、中国でシェア1位の Baidu 等への働きかけも必要だと考えます。</p> <p>5: Desktop Search Engine Market Share Japan   StatCounter Global Stats  <a href="https://gs.statcounter.com/search-engine-market-share/desktop/japan/">https://gs.statcounter.com/search-engine-market-share/desktop/japan/</a></p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人バーチャルライツ】</p>	<p><b>考え方 19-4</b></p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 19-5 検索エンジンによる対策は緒に就いたところである</b></p> <p>また、検索エンジンによる新規海賊版サイトへの流入対策もまだ緒に就いたところと言える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 講談社】</p> <p>一方、検索エンジンによる新規海賊版サイトへの流入阻止対策については、現状、ようやく緒に就いたところと言えるでしょう。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 小学館】</p>	<p><b>考え方 19-5</b></p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>3-2. 政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性</b></p> <p><b>(4)その他の論点に関する今後の取組の方向性.</b></p>	
<p><b>意見 20-1 正規版の流通促進が最も重要であり、正規版の流通促進が進むような検討が必要</b></p> <p>正規版の流通促進がもっとも重要と考える。たとえ有料でも、正規版が入手しやすく、利便性が高ければ、多数はそちらを利用または購入することが見込めるように思われる。サービスを充実させることで、単なる広告料収入目当ての海賊版サイトの運営者を凌駕することは可能と考える。</p> <p>例えば出版業界のように、事業者単位では規模が小さい等の事情がある場合には合従連衡を容認すること、費用の問題があるなら補助金等の交付によって権利を有する民間事業者に対する行政の手助けを行うことなどについて、積極的な検討がなされることを期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会】</p>	<p><b>考え方 20-1</b></p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 20-2 表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意したうえで、サイトブロッキングを行う方針なのか確認したい</b></p> <p>表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意したうえで、サイトブロッキングを行う方針なのか？行うのであれば憲法第21条第2項の変更が必要だと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p><b>考え方 20-2</b></p> <p>本現状とりまとめは、サイトブロッキングを実施すべきとする方針を示すものではありません。</p>

<p>意見 20-3 サイトブロッキングは技術的に可能だと考えているのか及びどのような手段を想定しているのか確認したい</p>	<p>考え方 20-3</p>
<p>サイトブロッキングは技術的に可能だと考えているのか？どのような手段を想定しているのか公表してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本現状とりまとめは、サイトブロッキングを実施すべきとする方針を示すものではありません。</p>
<p>意見 20-4 ブロッキングは、通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があり、利用者からみてその妥当性をチェックできず、現実的に実施することは困難であることから、行うべきではない</p>	<p>考え方 20-4</p>
<p>また、29 ページ、30 ページで記載されてる「サイトブロッキング」については日本漫画家協会からの危惧と指摘の通り通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があり、国民の生活に直接影響しかねないため、絶対に行うべきではないと改めてここで意見を述べさせていただきます。</p> <p>以上、僭越ながら私の意見とさせていただきます。 引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護を前提とした海賊版対策をよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>そして、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることができず、透明性・公平性・中立性を確保することが完全に不可能であり、上記の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ない、ブロッキングは決して導入されるべきではないものである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>サイトブロッキングは実施すべきではない。また、現実的に実施することは非常に困難である。 今後の検討においても、サイトブロッキングは選択肢から除外すべき。 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」において「ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」と記載があるが、ブロッキングは実施しないことを明記すべきである。</p> <p>サイトブロッキングは憲法の検閲の禁止・通信の秘密・表現の自由に反するものであり、国民の理解を得ることは不可能である。 国内の ISP は、憲法および電気通信事業法の通信の秘密を守るため、サイトブロッキングの実施を想定した設備を持っていない。 すべての通信を検査し、サイトブロッキングを可能にする設備を後から追加するのは、技術的に難しい。</p>	

<p>もし実施する場合、ISP の費用負担・運用コスト上昇につながる。</p> <p>上記の理由により、サイトブロッキングは法律的・技術的・費用的に実施が非常に困難である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 20-5 検閲の禁止及び通信の秘密から、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に書き込むことを検討すべき</p>	<p>考え方 20-5</p>
<p>なお、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきであり、同じく、憲法に規定されている検閲の禁止及び通信の秘密から、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 20-6 取り締まりの名目で、一般ユーザの検閲や不当な権利制限等へつながることのないようにすべき</p>	<p>考え方 20-6</p>
<p>表現の自由や通信の秘密の保護へ留意していることを評価致します。</p> <p>取り締まりの名目で、一般ユーザーの検閲や不当な権利制限等へつながることのないようお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人バーチャルライツ】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 20-7 ブロッキングについては、日本国憲法ならびに電気通信事業法の規定に十分配慮した慎重な議論が必要</p>	<p>考え方 20-7</p>
<p>ブロッキングについては、日本国憲法ならびに電気通信事業法の規定に十分配慮した慎重な議論が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本ネットワークネイブラー株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 20-8 「裁判所の判断に基づく司法的ブロッキング」の在り方について、技術面・法律面における基礎的な検討を始めるべき</p>	<p>考え方 20-8</p>
<p>「裁判所の判断に基づく司法的ブロッキング」の在り方について、他の取組の効果や被害状況を見つつも、技術面・法律面における基礎的な検討は始めるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)】</p>	<p>「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（更新版）（2021年4月）」においては、サイトブロッキングは「他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」するものと位置付けられております。第3章第3-2節(4)において示したと</p>

	<p>おり、「海賊版サイト対策の取組を行うに当たっては、サイトブロッキングは通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があるという指摘を踏まえ、引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要がある」と考えます。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 20-9 サイトブロッキングの法制化についても検討を進めるべき</p>	<p>考え方 20-9</p>
<p>サイトブロッキングの導入について慎重な声があるが、海外ではサイトブロッキング導入国が多く（日本でも児童ポルノ対策として限定的に実施されている）、その効果検証にも目を向けることが必要である。国境を越えて行われるインターネット上の著作権侵害行為に対しては、差止請求権が形骸化しており、サイトブロッキングを導入している国では、差止請求権を実質的に保証するために導入しているとみられる。日本のコンテンツ力を支える権利者には、個人も法人もいて、権利者が負担可能な海賊版対策の資金の規模は異なるため、高額な資金が必要となる海外での刑事摘発に向けた対策だけではなく、いずれの権利者も等しく保護されるよう、サイトブロッキング等の国内制度の整備を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社KADOKAWA】</p>	<p>「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（更新版）（2021年4月）」においては、サイトブロッキングは「他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」するものと位置付けられております。第3章第3-2節（4）において示したとおり、「海賊版サイト対策の取組を行うに当たっては、サイトブロッキングは通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があるという指摘を踏まえ、引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要がある」と考えます。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>また、私たちは、検討会報告書が、エンフォースメントに関する特定の課題に焦点を当てていることにも注目しています。例えば、検討会の構成員は、海賊版の大部分が、エンフォースメントの実施が極めて難しい外国の事業者によって発信されていることを指摘しています<sup>5</sup>。また、検討会報告書の構成員が、例えば、「防弾ホスティング」やCDNに関する検討（1.（2）.④）のように、オンライン環境での措置実施に対する特定の技術的な課題に着目していることも確認しました。これらの課題の存在は、海賊行為との戦いにおいてより大きな役割を果たす可能性のある特定のインターネットプロバイダおよび仲介サービス事業者（ウェブホスティング、CDN、リバースプロキシ、ドメイン名レジストラ/レジストリ、DNSサービス、オンラインマーケットプレイス、プライバシープロキシ、オンライン広告サービス及び支払処理等）が負う責任の強化を後押しするとともに、KYBC（Know Your Business Customer）（すなわち、企業におけるビジネス顧客の身元確認および記録義務）規則の導入を支持するものです。KYBC規則によって、海賊行為実施者の身元を明らかにするプロセスが、迅速かつ容易となります。これらのエンフォースメントに対する課題は、著作権制度が脆弱である、また</p>	

は存在しない法域で運営される国外の海賊版サイト／サービスを日本において利用できなくするため、また、身元や居所を判別困難にしているため、権利者が海賊版のターゲットを発見または確認できない状況に対処することを目的とした、サイトブロッキングの必要性を裏付けるものでもあります。

5 例えば、ABJは、ベトナムの海賊版の深刻さについての記載がある(1.(2).③)。今年ベトナム政府は権利者の訴訟能力を強化する改正案を制定しましたが、世界で最も人気のある海賊版サイトやサービスのいくつかは、依然としてベトナム国外で運営されていることに変わりはありません。(再掲)

【株式会社日本国際映画著作権協会】

(意見1)

サイトブロッキングの法制化についても検討を進めるべきです。

(1) 2021年4月に更新された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」(以下「対策メニュー及び工程表」といいます。)のうち、第1段階である「リーチサイト対策」及び「ダウンロード違法化」については、立法措置が講じられ、「大規模なリーチサイトやダウンロード型海賊版サイトが閉鎖されたほか、悪質なリーチサイトの検挙にもつながる」(「知的財産推進計画2022」75頁)など、一定の効果も確認されています。

(2) この間、権利者側では、広告出稿抑制対策、著作権侵害サイトに係る削除要請、発信者情報開示のための訴訟提起など様々な対策を行ってまいりましたが、十分な成果が得られているとは到底言えません。

(3) 例えば、広告出稿抑制対策については、「不法行為をいとわない海外の広告事業者の広告が表示されるようになった」(「現状とりまとめ(案)」19頁)ため、「業界団体や会員事業者の対策だけでは限界がある」(同21頁)との指摘が正鵠を射ています。

(4) 侵害サイトに係る削除要請については、レジストラホッピングやドメインホッピングによってサイトの移転・閉鎖が繰り返されており、いたちごっこの状況になっています。

(5) 発信者情報開示のための訴訟提起に関しては、「虚偽の氏名や住所しか出てこないという可能性もある」(「現状とりまとめ(案)」6頁)との指摘があるとおり、多額の費用と時間をかけても有用な情報が得られるとは限らず、自助努力だけでは限界があります。

(6) また、現在進められている「セキュリティ対策ソフトによる警告表示の取組」には一定の効果を期待することができるかもしれませんが、そもそもこうしたソフトを使うかどうかは各ユーザーの任意である上、警告を無視して海賊版サイトにアクセスするユーザーも存在するものと想定されますので、やはり十分とはいえません。

(7) このように、対策メニュー及び工程表の第2段階までの取組にはいずれも限界があって十分な成果を

期待することはできませんが、仮に第2段階までの取組で海賊版サイトを閉鎖に至らしめることができたとしても、その閉鎖までの間に運営者が不正な利益を手にしてしまうとすれば、「閉鎖」をもって「成果」と評価すべきではありません。被害を未然に防ぐ取組が必要です。

(8) 海賊版サイトによる被害は、例えば漫画の分野において「2021年の年間アクセス数上位10サイトのうち試算可能なサイトで「タダ読みされた金額」が約1兆19億円」に達するなど（これに対し2021年の正規版の販売金額は6759億円）、依然として深刻な状況が続いています（「現状とりまとめ(案)」4頁～5頁）。

(9) 以上を考慮すると、対策メニュー及び工程表において「他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」することとされているサイトブロッキングについて、本格的な検討を進めるべき時期が到来しているというべきです。

(10) サイトブロッキングにおいて懸念事項とされている「表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止」については、「海賊版サイトに対する閲覧防止措置（ブロッキング）を、法律を制定してインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に求めることは憲法に反するものではない」、「海賊版サイトを運営することは表現の自由（具体的には表現表出の自由）で保護されてはいない」、「海賊版サイトを閲覧することも表現の自由（表現受領の自由、いわゆる知る権利）で保護されるものではない」、「機械的なアクセス先検知まで通信の秘密で保護されるものではない…そうではない場合でも、著作権を保護することとアクセス先を機械的に検知されない利益とを比較考量すれば、前者の利益の方が後者より上回る、したがって、ブロッキングのためのアクセス先検知は通信の秘密を侵害するものではない」という見解が憲法学者によって示されています（大日方信春「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」= 著作権情報センター「コピーライト No. 721」所収講演録）。

(11) 「表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要がある」ことに藉口して思考停止するのではなく、我が国と同様に表現の自由や通信の秘密を重んじる英仏独などEU諸国において海賊版サイトブロッキングが違憲とされていないことを真摯に受け止めて、本格的に検討を進めるべきです。

【一般社団法人日本音楽著作権協会】

「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」の第三段階として位置付けられている「サイトブロッキング」についても、時機を失することなく法制化等の検討を行うべきである。

【一般社団法人日本レコード協会】

**意見20-10 サイトブロッキングの実用化に向けて、有効性評価等を実施すべき**

我々は、総務省がインターネット上の海賊行為に対処するための手段としてサイトブロッキングを継続的に検討する必要性を認識していることを嬉しく思います。オーストラリア<sup>8</sup>や英国<sup>9</sup>など多くの国でサイトブロッキングが成功し、海賊版の減少や海賊版利用者が正当なサイトに移行することにつながっている状況について、総務省および検討会は重要な認識を示しています。

**考え方20-10**

「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（更新版）（2021年4月）」においては、サイトブロッキングは「他の取組の効果や

他方で、検討会報告書には、「海賊版サイト対策の取組を行うに当たっては、サイトブロッキングは通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があるという指摘を踏まえ、引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止に関する規定に十分留意する必要がある」と記載されています<sup>10</sup>。

「表現の自由と通信の秘密の保護、検閲の禁止」の問題については、熊本大学の大日方信春教授による代表的な学術論文「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」<sup>11</sup>を引用いたします。この論文で大日方教授は、日本では、サイトブロッキングは合憲であると結論付けています。特に、大日方教授は以下の点を指摘しています。

海賊版サイトのブロッキングは電気通信事業法に違反しないこと。ブロッキングが行われない場合、権利者に「差し迫った危険」＝「回復不能な損害」が生じ、権利者が被る損害は、電気通信事業法に基づく通信の秘密に対する侵害による損害を上回ります。このため、大日方教授は、海賊版サイトのブロッキングは以下の理由により電気通信事業法に違反しないと結論付けています。

(1)「公然性を有する通信説」の下では、インターネット上で提供されるコンテンツにアクセスするための「単なる技術的な通信」は通信の秘密の対象となる「通信」に該当しない、すなわち秘密ではないと判断され、電気通信事業法の適用は除外されます。

(2)「構成要件非該当説」の下では、電気通信事業法上の通信の秘密を侵害となる「知得」と「窃用」は、事業者が「他人の通信を媒介する目的以外の目的で」通信の内容または構成要素を積極的意志によって知ろうとすること、あるいは自己又は第三者の利益のために用いることに限定されるべきとされており、ブロッキングのための検知と利用は侵害に該当しないとされています。

(3)「機械的検知非該当説」の下では、「人間による認知」がない状態で実施される措置は、電気通信事業法第4条1項に基づく通信の秘密に違反しないとされています。

サイトブロッキングを可能とする法律は、合憲たり得ること。日本におけるサイトブロッキングについては、①電気通信事業法第4条1項の通信の秘密を侵害し、②憲法第21条1項の表現の自由を侵害するとして、違法または違憲であるという従来からの考え方が存在するものの、サイトブロッキングを可能とする法律

被害状況等を見ながら検討」するものと位置付けられております。第3章第3-2節(4)において示したとおり、「海賊版サイト対策の取組を行うに当たっては、サイトブロッキングは通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があるという指摘を踏まえ、引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要がある」と考えます。

いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

は合憲たり得ます。その理由は以下のとおりです。

(1) 民事訴訟におけるサイトの特定（司法的特定）や行政委員会におけるサイトの特定（行政的特定）は、権利者の要請に基づき行政当局／機関が当該コンテンツが海賊版か否かと判断することを目的とする場合、憲法上の検閲にはあたりません。

(2) 海賊版コンテンツは憲法上の「保護されない表現」の類型に該当すると思われ、「定義的衡量」の手法を用いて憲法適合性を判断する場合、ブロッキングを可能とする法律は憲法 21 条 1 項の下でサイト運営者に保障された表現の自由を侵害するものではありません。

(3) 憲法 21 条 1 項の下でサイト運営者に認められる表現の自由は、ブロッキングによって侵害されません。その理由は、著作権が憲法上の保護の対象となる「重要な利益」であり、重要な利益を保護するためにより制限の少ない手段が存在しないことから、「厳格審査」ではなく、「中間審査基準」の下でブロッキングが容認されるためです。

(4) ISP による海賊版サイトブロッキングを命じる法律は、その「プラットフォーム」における表現の公的な秩序を維持するための「媒介者の責任」を法的に表現したものです<sup>12</sup>。

この領域における大日方教授の研究に関連して、2021 年末に開催された MPA のセミナーで、IT を専門とする弁護士の高橋郁夫氏が、通信サービス事業者は、通信のブロッキングが通信相手の同意なく通信の秘密を侵害する場合でも、違法行為を防止するという理由がある限り、裁判所の命令に基づいて通信を遮断できるという結論を述べています<sup>13</sup>。さらに高橋氏は、「オープンコミュニケーション」の場合、ISPs が違法情報への該当性を判断するために通信内容を把握することは違法とはならない可能性がある、との見解を示しています。1998 年に公表された「電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会」の報告書に基づき、高橋氏は、このような通信は秘密ではないと結論づけています<sup>14</sup>。また、高橋氏は、サイトブロッキングの議論は特定の当事者によって不当に抑制されており、多角的な視点からのエビデンスに基づいて再開されるべきだと指摘しています。

Graeme Austin 教授<sup>15</sup>は、その論文「Blocking Orders and Human Rights: The Australian Experience (ブロッキング命令と人権: オーストラリアの事例)」<sup>16</sup>の中で、オーストラリアでサイトブロッキングに関する法

律を制定する際、「人権に関する議会合同委員会は、オンライン上の著作権侵害を減らすことは合法的な目的であり、ブロッキング命令はこの目的に合理的に関連していると認めた」と論じています<sup>17</sup>。JIMCA は、日本でサイトブロッキングが実用化に向け構築され、短期間（例えば2～3年）で（オーストラリアと同様に）テストおよび評価が実施される時期に来ていると考えています。テストおよび評価期間において、（必要に応じて）欠点に対処するための調整を行い、日本におけるサイトブロッキングの有効性を評価するために十分なデータを取得し、インターネットの利用者が憲法上の権利を享受する権利に及ぼすと思われる否定的な影響を把握することが可能と考えます。

8 MPA-APAC, Measuring the Effect of Piracy Website Blocking in Australia on Consumer Behavior: December (オーストラリアにおける海賊版サイトブロッキングが消費者行動に与える影響の測定) 2018、2020年2月 <https://www.mpa-apac.org/research-docs/measuring-the-effect-of-piracy-website-blocking-in-australia-on-consumer-behavior-december-2018/>

9 Danaher, B, J.S. Hersh, M.D. Smith, and R. Telang. 2019. The Effect of Piracy Website Blocking on Consumer Behavior (海賊版サイトブロッキングが消費者行動に与える影響) SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2612063>. サイトブロッキングは、検討会報告書でも取り上げている検索除外など、他の効果的な海賊版対策につながりました。検索除外は、海賊版トラフィックをさらに減少させることが示されています。海賊版が映画、テレビ、VOD 番組、アニメ、マンガの輸出に悪影響を与えていることを日本の権利者は認識し、日本および海外市場でのサイトブロッキングの実施に強い関心を示していることが注目されます。

10 検討会のメンバーである日本漫画家協会は、サイトブロッキングが「諸刃の剣」であるとの懸念を示しています。まず、日本でサイトブロッキングが実施されても、漫画家が救済措置を利用する義務はなく、漫画家が懸念を表明することにより他のすべての権利者に対して認められるべき救済措置が妨げられてはなりません。さらに、漫画家の懸念に対応するための総務省による措置としては、他の漫画家による参照のみを目的とした画像をホストするサイトであって、サイトの主目的または主効果が著作権を侵害しないものへのブロッキング適用除外が考えられます。

11 大日方信春 (2021) 「海賊版サイト・ブロッキングの憲法適合性」『法律時報』93 巻 2 号、日本評論社、82-87

12 大日方教授は、日本で ISPs に対しブロッキング命令を出すことができる理由は、インターネットの発達に伴い ISP がネット空間の「公の秩序」の門番となりつつあるため、法の適用対象となる違法コンテンツを遮断するなど、「媒介者の責任」を負っているからだ結論付けています。

13 高橋氏は、電子通信事業者のサイバー攻撃対策や通信の秘密に関するガイドライン（違反が正当防衛

(刑法 36 条) や緊急避難 (刑法 37 条) に該当する場合、または正当行為 (刑法 35 条) に該当する場合など) について言及しています。

14 ドイツの最高裁判所で同様の認定 (サイトブロッキングはプライバシー権を侵害しない) がされています。GEMA v Deutsche Telekom, BGH, Urteile v. 26. November 2015 - I ZR 3/14 und I ZR 174/14.

15 メルボルン大学 (オーストラリア) 法学部教授、ビクトリア大学ウェリントン校 (ニュージーランド) 私法担当教授

16 この論文は、第 34 回東京国際映画祭、第 11 回 MPA セミナー (2021 年 11 月 4 日) のために作成された基調講演を基に作成されたものです。

17 対応の比例性については、(検事総長の回答およびその後の合同委員会の分析に基づき) 分析の主要ステップをまとめると、以下のとおりとなります。:

A. 教育や業界規範といった代替措置はブロッキング命令を補完するものであるが、侵害コンテンツの提供を阻止する措置の代替となるものではありません。

B. 侵害コンテンツの提供を阻止することで、消費者を合法的なコンテンツ供給源に誘導できます。

C. 個々の侵害者に対する直接の訴訟手続きは、主たる侵害者の数が多く、回収可能な損害賠償額が低いため、インターネット上の侵害に対処する効果的な方法とは言えません。

D. ブロッキング命令は、それが他者の著作権を侵害する場合を除き、考案へのアクセスを制限するものではありません。

E. 裁判所は、サイトが合法的なコンテンツと侵害的なコンテンツの両方を含む場合、特定のページやインデックスを対象とした差止命令を出す権限を有します。差止命令は、「偶発的な侵害を対象とすることを意図」していません。

F. 国際私法は複雑であり、権利行使のために国外の裁判所に出廷する費用がかかることから、著作権者が自国の外にあるオンライン拠点に対し侵害訴訟を起こすことは現実的でない場合が多いです。

G. 連邦裁判所は、差止命令を出すか否かを決定する際、差止命令を出す前にさまざまな要素を考慮する。委員会はこのような背景から、ブロッキングオーダー制度が「表現の自由の権利と両立する可能性が高い」としています。

JIMCA は、日本の文化、クリエイター、権利者、消費者の長期的な利益を守るべく、インターネット上の海賊版の削減と排除に向けた措置を支援するために、僭越ではありますが、総務省と緊密に連携させていただくことを強く希望しております。本件に関しまして、ご質問等ございましたら、いつでも回答させていただきます。

【株式会社日本国際映画著作権協会】

<p>意見 20-11 あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利としての「知る権利」を、通信法に書き込むことを検討すべき</p>	<p>考え方 20-11</p>
<p>なお、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきであり、同じく、憲法に規定されている検閲の禁止及び通信の秘密から、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 20-12 海賊版のアップロードについて非親告罪化するのが適切</p>	<p>考え方 20-12</p>
<p>国としては、海賊版のアップロードについて非親告罪化するのが適切と考える。(海外のサイトであっても一定の効果があるはずである。(警察庁や警視庁はこれについてあれこれ言っているが、TPP (CPTPP 他含む) 等の発効が無くても、(海外のサイトであっても) 一定の効果があるのは間違い無いはずである。警察庁等は嘘を言っている。(関与者が日本法の及ぶ所にいれば当然的にそこに日本法が及ぶわけであるし、また既存の条約でも他国の者への対応が行えたり、あるいは他国の当局に(民事だけでなく刑事での) 対応を求められたりする事が全く出来ないというわけではないはずである。そこで一つの鍵となるのが日本国内での海賊版のアップロードの非親告罪化なわけであるが、警察庁等はまずこの鍵を使う事を行わせまい(日本国内の権利者以外の物が海賊版アップロードに気付いて告発や通報(情報提供)を行う場合などは多いはずであるが、それをさせまいとしている疑念がある事について述べておく。率直に言うと、要するに仕事がしたくない、不法勢力の不正を温存させたいのであろう、という疑念がある。)・行うまいとしているのである。)))</p> <p>はっきり言うと、まず、何よりも最初にこの事をすべきであるのに、それを行っていない国は、担当省庁や専門家による会議等含めて、どうかしているのではないかとと思われる。</p> <p>国民としては、とんだ茶番を延々と見せられているようであり、10年以上遺憾に思っているのであるが、いい加減に、海賊版のアップロードについては非親告罪化されたい。</p> <p>(なお、著作物についての二次創作等については、権利者よっての禁止の意思表示が無い場合は親告罪としておくなどの特段の記述があると適切なのではないかと考える。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>著作権の規定のあり方については、本検討会における検討の対象外です。</p> <p>なお、著作権法第 123 条第 2 項において非親告罪について規定しています。</p>
<p>その他</p>	
<p>意見 21-1 表現が不適當ではないか</p>	<p>考え方 21-1</p>
<p>公的な文章でも「海賊版」という抽象的な言葉を使うのはなぜなのか。</p>	<p>いただいた御意見については、今</p>

ネットの文化なんですかね。

海賊版サイト

割れサイト

ware サイト

クラックサイト

ハッキングサイト

ダークサイト

地下サイト

海底サイト

放流サイト

落とせるサイト

バックアップサイト

ミラーサイト

例のサイト

そういうサイト

漫画のそういうサイト

漫画のゴホンゴホンのサイト

ニュースで話題の漫画のサイト

アングラサイト

モロ見えサイト

丸見えサイト

エグいサイト

他にもこんな言い方（言葉）がネットの文化にはありますが、これのどれも直接的な表現がなされていません。

だって日本って島国ですが海賊に馴染みはありませんよね。

恵まれています。

ですから「海賊版」と言われても分からないし、日本の漫画では海賊はヒーローとして描かれているのだから

後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

<p>ら、余計に海賊版とは何なのか分かりません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p><b>意見 2 1 - 2 著作権侵害に該当するものは即時削除すれば良いのではないか</b></p>	<p><b>考え方 2 1 - 2</b></p>
<p>為政者やグローバル企業に都合の悪い動画は、著作権関係なく即座にバンできるんですから、著作権を侵害したものをチェックするのなんて簡単でしょう。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>